

日本ファシズムと労資関係

——産業報国会史論——

目次

はじめに

I 産業報国会の成立（一九三八～四〇年）

一 単位産業報国会の結成

二 道府県産業報国会の成立と構造

三 産業報国会の理念と現実

II 産業報国会の再編成（一九四一～四二年）

一 部隊組織化と生産力増強運動

二 単位産業報国会の再編成

三 労働者抵抗の拡大

III 産業報国会の機能喪失（一九四三～四五年）

西成田 豊

一 ダイリニューションの進展と労務管理体制

二 産業報国会の機能喪失

三 労働争議の展開

IV 日本ファシズムの労働支配——結びに代えて——

はじめに

本稿の目的は、日本ファシズム下の労資関係の特質を、産業報国会の史的 분석をとおして解明することにある。産業報国会はドイツの労働戦線（信任者評議会）やイタリアの協調組合とならぶファシズム労働組織であり、労資懇談会を組織の中核として、労資関係を擬似共同体的に編成する機構的な役割を担った。労資関係の調整と生産力の増強という産業報国会の活動も、その擬似共同体的機能のなかに包摂されていたといつてよい。階級的存在の反動的「止揚」による労資関係の擬似共同体的編成という、ファシズム的労資関係の特徴は、したがって日本のばあい、この産業報国会の史的考察を抜きにして論ずることはできないであろう。

ところで、産業報国会にかんする研究は近年著しい進展をみせ、管見のかぎりでも、すでに十指に余る研究が発表されている。そこでまず、これらの研究を簡単にふり返り、本稿の課題と視角を明らかにしておくことにしたい。

産業報国会の研究に先鞭をつけたのは大河内一男であるが、その研究のモチーフ⁽¹⁾は、戦時期の産業報国会が戦後企業別組合の飛躍的発展の基盤を提供したという、両者の歴史的・組織的連続面を強調する点にあった。一方、戦時下における産業報国会の衰退過程を考察した桜林誠の研究は、大河内連続説への批判的性格を有している⁽²⁾。近年の産業報国会の研究は、氏原正治郎・萩原進の研究⁽⁴⁾や荒川章二の研究⁽⁵⁾にみられるように、戦時下ないし戦争末期における産

業報国会の形骸化と解体化の傾向を指摘することによって桜林説を支持・補強するものとなっている。私も基本的にこの史実認識は正しいと考える。そこで本稿では、産業報国会の史的展開過程を成立、再編成、機能喪失の三つの段階に区分し、その推転を規定した要因を視野に収めつつ動態的な考察を試みることにしたい。⁽⁶⁾

近年の産業報国会の研究史をふり返ったばあい第二に注目すべき点は、産業報国会をめぐる政治過程ないし政策の分析と、道府県産報・単位産報の実態分析が分離し、両者の統一的历史像が形成されていないことである。前者を代表するものが桜林誠・芳井幸子、氏原正治郎、萩原進の研究であり、後者を代表するものが桜林誠、吉田健二・塩田咲子、荒川章二の研究であるが、道府県レヴェル、個別企業レヴェルの産業報国会の本格的な実証分析は著しく立遅れているといっても過言ではない。本稿はこうした研究の現状をふまえ、産業報国会の政策分析と実態（とくに単位産業報国会の実態）分析を統合的に把握しようとする一つの試みである。とはいっても、資料上の制約から、さきの三段階に対応する単位産業報国会の分析には、一定の精粗があることを、予めお断りしておきたい。

従来の産業報国会の研究史で第三に注目される点は、塩田咲子の研究⁽⁹⁾にみられるように、産業報国会の労働争議防遏・抑圧機能が重視されていることである。しかしこうした見方は、産業報国会が労働者統合の面で有していた限界を軽視することになり、産報下で生じたさまざまな労資紛争を視野から欠落させることになる。本稿ではさきへのべた産業報国会の史的展開過程で労資の対抗がいかなる形で顕現するか、いわば産業報国会が内蔵した矛盾の存在形態に注目しつつ考察をすすめることにする。そして、産業報国会による労働者の統合と支配の限界のもつ歴史的意味を比較ファシズム論的視座から明らかにしたい。

以上要するに、政策分析と実態（とくに単位産業報国会の実態）分析を統合し、労資対抗の矛盾の存在形態に注目しつつ、産業報国会の段階的推転過程を究明することが、本稿の課題であり視角である。

- (1) 大河内一男『産業報国会』の前と後と(大河内一男『労使関係論の史的発展』有斐閣、一九七二年所収)。
- (2) 桜林誠「戦時日本の労資協議制—産業報国会の懇談会を中心として—」(『上智経済論集』第一八卷第三号、一九七二年、以下、桜林第一論文と記す)、同「単位産業報国会の組織と機能—住友電気工業産報の懇談機関を中心として—」(『日本労働協会雑誌』二五三号、一九八〇年、以下、桜林第二論文と記す)、同「単位産業報国会と懇談会」(桜林誠『産業報国会の組織と機能』御茶の水書房、一九八五年所収、以下桜林第三論文と記す)。
- (3) 桜林は単位産業報国会と戦後企業別組合の接続のあり方を連続型、非連続型、混合型の三類型に区分しているが(第一論文、第三論文)、産業報国会の衰退過程を追究した氏の議論を論理的につきつめれば、三類型のうち非連続型が強調されねばならないであろう。
- (4) 氏原正治郎・萩原進「産業報国会運動の背景」(東京大学社会科学研究所編『運動と抵抗』上、東京大学出版会、一九七九年)。
- (5) 荒川章二「戦時下の労働者統合—八幡製鉄所産業報国会を中心として—」(『日本現代史研究会編『日本ファシズム』(2)』大月書店、一九八二年)。
- (6) 桜林第一、第二論文も産業報国会の史的展開過程を生成、再編、衰退の三段階に区分しているが、第一論文では産報の部隊組織化(一九四一年八月)を衰退の画期としているのになら、第二論文では一九四三年以降を衰退期とするなど、段階区分に混乱がみられる。
- (7) 桜林第一、第三論文、桜林「大日本産業報国会と都道府県産業報国会」(桜林、前掲書、所収)、芳井幸子「産業報国会運動—その成立をめぐる—」(『一橋論叢』第七三卷第二号、一九七五年)、同「産業報国会」(木坂順一郎編『体系・日本現代史』第三卷、日本評論社、一九七九年)、氏原・萩原、前掲論文、萩原進「産業報国会体制の一考察」(近代日本研究会『昭和期の社会運動』山川出版社、一九八三年)。
- (8) 桜林第二論文、吉田健二・塩田咲子「埼玉県産業報国会—その組織と運動—」(『埼玉県労働運動史研究』二二号、一九八〇年)、荒川、前掲論文。

(9) 塩田咲子「産業報国会運動の実態と機能」〔現代日本の賃金問題〕社会政策学会年報第二六集、御茶の水書房、一九八二年。

I 産業報国会の成立（一九三八年—四〇年）

一 単位産業報国会の結成

一九三八年三月三〇日、協調会時局対策委員会の「労資関係調整方策」（以下、「調整方策」と記す）が発表されて、産業報国会運動が発足した。このかんの経緯および「調整方策」が産業労働界に果たした影響については、他の研究に譲らざるをえないが、⁽¹⁾当面のわれわれの課題に即して「調整方策」を見たばあは注目すべき点は、労資関係の指導精神を普及宣揚するの諸方策⁽²⁾の一つに「既存の機関例へば健康保険組合、共済会、安全委員会、工場委員会等を有する事業場に於ては、此等の機関を利用し、漸次完璧を期すること」⁽³⁾が謳われていることである。同年八月二四日、厚生次官・内務次官名で出された「労資関係調整方策実施に関する件依命通牒」でも同じように、事業場に於ける既存の団体若は機関にして本団体（産業報国会—引用者注）と精神機能を同じくするものある場合には別に本団体を設くるの趣旨に非ざること⁽³⁾が指示されている。このように政府、協調会は、既存の企業内団体で産報精神を体现したものを産業報国会に代替するという方針を有していたことが知られる。

事実、主要な大企業においては、一九二〇年代から三〇年代にかけて設立され活動を続けてきた各種の企業内団体や組織を形式的に統合するかたちで産業報国会が結成された。

三菱重工業株式会社では、産業報国会についての方針を検討した第二五回中央労務会（一九三八年九月）において、

「報国会ノ本旨トスル所謂勞資一体、産業報国会ナル指導精神ハ正ニ当社ニ在リテハ夙ニ確立セル事業方針」であるといふ理由から次のような決定を行なつた。

「現在ノ工場委員会、工場団体其ノ他報国会ノ内容タリ得ベキ団体ハ其ノ儘トス、之等ヲ抱擁スル団体ヲ形式上造リ之ニ産業報国会ナル名称ヲ附シ、其ノ内容タル各機関ノ實際運用ハ従来通トシ、更ニ新ニ職員ノ意思疎通ヲ設クル」⁽⁴⁾

産業報国会の構成団体は職員懇話会、工場委員会、工場団体、安全委員会、銃後後援会、愛国公債応募貯金、職員倶楽部、その他（長崎造船所の奉仕会の如きもの）とされ、産業報国会とこれら構成団体との関係について中央労務会はさらに以下のように規定している。

「(一)報国会ハ其ノ内容タル各団体ノ綜合体ナルモ之等ノ団体ヲ直接指揮監督スベキモノニ非ズ、内容タル団体ハ各本来ノ職能ニ基キ独自ノ活動ヲ為スベク、此ノ活動其ノモノガ即チ報国会ノ活動ニ外ナラザルモノトス」⁽⁵⁾

(二)故ニ報国会ガ直接的ニ或種ノ施設又ハ催事ヲ行フ所謂実行的職能ハ附与サレズ……」⁽⁵⁾

以上のように三菱重工業株式会社では、従来ノ企業内団体・組織を形式的に統合するかたちで産業報国会が発足したのであるが、なかでも工場委員会が産業報国会の中での中核的組織の地位を占めた。⁽⁶⁾

産業報国会の設立の形態は、ほかの大企業でもほぼ同様で、住友電線製造所では工場協議会、親友会（社内親睦団体）、健康保健組合、在郷軍人会、修養団支部など社内諸団体の事業を継承し、これを統一するかたちで一九三九年四月に産業報国会が結成された。⁽⁷⁾ また日本製鋼所室蘭製作所でも一九三九年二月日本製鋼所産業報国会鋼友会室蘭支部が結成されたが、その際、従来の労務委員会、懇談会、応召者後援会、その他各種の福利施設機関は鋼友会室蘭支部の一部会として統合されるに至つた。⁽⁸⁾

大企業における産業報国会の設立形態でやや趣を異にするのは日本製鉄株式会社的事例であろう。同社は一九三八

年七月早々、本社内で産業報国会運動の研究を開始し、八月にはひとつの成案を得た。⁽⁹⁾それは、「委員会式産業報国会」を組織し、その「中心生命」である「労資ノ完全ナル融合ヲ期スル」ために既存の懇談会（工場委員会）を再編・改組するといふものであった。その再編・改組の要点は、「開催ノ度数ハ出来ル限り瀕繁ニスルコト」、「労働組合ノ闘争手段ニ利用サレ」がちな雇傭条件に懇談事項を限定せず、「各自ノ修養ニ関スルコト、国策順応ニ関スルコト、生活改善ニ関スルコト、保健衛生ニ関スルコト」にまで懇談事項の範囲を拡大すること、職場を「懇談会ノ基礎単位トシテ最モ重キヲ置」き、部所および全所の懇談機関の規模を現在の三分の一度に縮小すること、懇談会員数を増加すること等であった。⁽¹⁰⁾総じて、職場レベルの懇談機能を拡大する一方、職場横断的な活動の活性化を促すような部所・全所レベルの懇談機能を縮小し、労働者を分割支配することに再編案の中心的な眼目があったといつてよいであろう。この再編案は一九三〇年代後半まで存続した日鉄内の労働運動への對抗を企図したものであった。じじつ、労働運動の拠点経営であった八幡製鉄所の産業報国会はほぼこの再編案の線に沿って成立する（一九三九年四月）こととなるのである。⁽¹¹⁾

以上、大企業における産業報国会の設立形態を検討してきたが、日鉄のように企業内労働運動が三〇年代後半まで存続した大企業においては、産業報国会の結成は工場委員会組織の一定の修正・再編を伴なつたものの、労働運動を企業外に排除することに成功していた多くの大企業においては、産業報国会は工場委員会など企業内の団体や組織を形式的に統合するかたちで結成されたことが明らかとなった。こうした形式的統合が可能となつた背景には、別稿で明らかにしたような、産報型懇談会への接近という、一九三〇年代（満州事変「期」）における工場委員会の変容過程があつたこと⁽¹²⁾を忘れてはならないであろう。

他方、中小企業においては産業報国会の結成に、警察が一貫して主導的役割をはたした。富山県では一九三八年一

一月五日、富山県警察部長より県下各警察署長宛に、従業員一〇〇人以上の工場にたいし「産業報国会設置ノ積極的指導勸奨」をもとめた「産業報国会結成勸奨方ニ関スル件」が出され、翌三九年六月二三日には同じく警察部長より各警察署長宛に「小規模工場、事業場ニ対スル産業報国会設立勸奨方ノ件」が発せられた。⁽¹³⁾ 京都府においても一九三九年七月一七日、警察部長名をもって各管下警察署長宛に、職工三〇人以下の工場にたいし産業報国会の結成を勸奨する通牒が出されている。⁽¹⁴⁾

しかも注目すべきは、産業報国会結成の勸奨ばかりでなく、その運営とくに産報懇談会の開催についても警察が指導的役割をはたしたことである。げんに富山県では、一九三九年三月二七日警察部長名をもって「産業報国会ノ懇談会開催方ニ関スル件」が出され、「本運動（産報運動―引用者注）ニ於ケル労資意思疎通ノ為ニ行フ懇談会ハ運動ノ主流トナスベキモノナルヲ以テ之ガ指導ニハ格段ノ努力ヲ致サレ度……（懇談会―引用者注）開催ノ当日ハ必要アルトキハ署員ヲ派シテ指導」するよう、県下各警察署長に指示している。⁽¹⁵⁾ また京都府においても、警察部労政課が産業報国会の結成勸奨ならびに運営にかんする指導にあたり、特別高等警察課はこれに協力する一方、委員会、懇談会の内面的視察指導にあたった。⁽¹⁶⁾

以上のように、中小企業の労資関係にたいする国家権力の介入度は大企業とくらべて著しく大きかったのであり、この差が前段階（「満州事変」期）における大企業と中小企業の労資関係の構造的な差異に規定されたものであったことに注目しなければならない。⁽¹⁷⁾

さて次に、上述のような経過で設立された産業報国会の中核的組織である懇談会の構造と機能について考察することにしよう。

まず表1より懇談会の労働者委員選出方法をみると、小企業ほど「全員指名」の比重が高く、大企業ほど「全員推

表1 産業報国会懇談会の工員委員選出方法（1940年9月）

規模別	調査数	全員指名	全員互選	指名互選 指併	全員推薦 指	その他
50人以下	154	93	23	7	27	4
100人以下	222	108	36	24	50	4
300人以下	351	171	56	41	82	1
500人以下	127	55	20	18	26	8
1000人以下	123	52	23	11	35	2
3000人以下	122	45	21	20	32	4
5000人以下	26	3	8	7	8	—
10000人以下	16	3	2	2	8	1
10000人以上	10	2	3	1	4	—
計	1,151	532	192	131	272	24

資料：厚生省労働局労政課「産業報国会ノ組織活動状況調（其ノ一）」1940年9月

薦指名」（労働者が推薦した者の中から経営側が指名）の比重が高いことがわかる。一九二〇年代の工場委員会制の支配的な委員選出方法であった「全員互選」（＝選挙制）は、巨大企業でやや比重が高いものの、全体の一六・七％にすぎない。

他方、会議の開催度数をみると、一九三九年七月の七〇〇事業場八〇〇懇談会についての調査によれば、月一回四三九（五五％）、年二回八三（二〇％）、随時七四（九％）の順となっている¹⁸。年一、二回の開催が一般的であった一九二〇年代の工場委員会制とは明らかに違いをみせている。

以上要するに、一九三〇年代の変容しつつある工場委員会制を継承した一部の大企業産報をのぞけば、新設された産報懇談会はその組織と運営において一九二〇年代の工場委員会制とは明確な差異を有していたことが知られるのである。

次に、三菱重工業長崎造船所の一事例にすぎないが、産報懇談会の議題項目別件数をみると（表2）、戦時期に入って議題件数が大幅に減少し懇談機能が低下していることをまず確認することができる。しかし議題項目の内容に一步立ち入ってみると、（一）雇用・賃金手当・労

表2 三菱長崎造船所工場委員会の議題項目別件数

議 題 項 目	1931年 12 月	1939年 11 月	1940年 5 月	1940年 11 月	1941年 5 月
工場委員会・工場団体	—	—	—	—	1
雇用・賃金手当・労働時間	6	5	3	10	4
作業・作業能率・安全	5	5	3	6	9
賞 与 ・ 懲 戒	2	12	5	3	7
工 場 設 備	2	6	2	6	6
福利厚生・保健衛生 (内、社倉関係)	37 (2)	25 (2)	30 (12)	18 (9)	20 (1)
戦 時 態 勢	—	7	—	1	—
そ の 他	6	2	—	2	2
計	108	62	43	46	49

資料：三菱造船株式会社総務課『工場委員会議案集』（第5期分）、三菱重工業株式会社長崎造船所『工場委員会議事録』第37—第40回より作成。

働時間にかんする項目、(二)賞与・懲戒にかんする項目、(三)社倉(物品販売所)にかんする項目が件数ないしその相対的比重を増大させている。項目(一)の増大は、一九三〇年代の交容しつつかある工場委員会制が賃金・労働時間などの基本的労働条件にかんする事項を排除する傾向にあったことを考えれば、きわめて特異な現象であるといつてよいが、その議題の多くは家族手当の支給を要望するものであった。⁽¹⁹⁾ 項目(二)では皆勤賞与、永年勤続者にたいする年功賞与を要望する議題が多く、⁽²⁰⁾ 項目(一)(二)の増大は総じて、賃金の国家統制(一九三九年一〇月賃金臨時措置令、一九四〇年一〇月賃金統制令改正)がすすむなかで付加的諸給付を求める労働者の要求の増大を反映したものとつてよいであろう。項目(三)も戦時下の高物価のもとで物品の廉売を求める労働者の要求を反映したものであった。

以上のように、三菱重工業長崎造船所の産報下の工場委員会は、労働者の懇談機能を衰退させつつも、賃金統制と高物価による労働者の不満の増大をある程度解決し調整する機能をはたしていた。かかる機能をはたすことによつて、産報下の工場委員会は労資関係の擬似共同体的編成を具体化する機構としての役割を担つたのである。

二 道府県産業報国聯合会の成立と構造

一九三九年四月二八日、厚生次官・内務次官名で「産業報国聯合会ノ設置ニ関スル件依命通牒」が、また、厚生省労働局長・内務省警保局長名で「産業報国聯合会設置要綱ニ関スル件」が出され、政府は産業報国会の道府県聯合会および地域別聯合会の設置に乗り出した。これによって、それまで民間運動的性格が強かった産報運動にたいする政府の主導権が確立するが、そのかんの経緯については、ほかの研究に譲ることとし、⁽²¹⁾ここでは次の点に注目しておく。すなわち、厚生省労働局長・内務省警保局長名の「産業報国聯合会設置要綱」には「工場協会トノ関係」として、「産業報国聯合会ハ工場協会（工場懇話会、工業会等ヲ含ム）トハ別個ニ設置シテ連絡提携ヲ図ルト共ニ本聯合会ノ充実発展ニ伴ヒ漸次工場協会ヲ之ニ統合スルコト」と指示されている点である。工場協会や工場懇話会は第一次大戦後から一九三〇年代にかけて工場法施行への協力や労働問題の調査・研究を主目的として各地に結成された経営者団体であるが、その産業報国聯合会への組織的統合方針がここに明示されているのである。事実、産業報国聯合会の結成過程でこの種の経営者団体はきわめて重要な役割をはたす。以下、その具体的事例として富山県と京都府における産業報国聯合会の成立過程をみることにしよう。

富山県では、⁽²⁴⁾労働管理の研究調査とその向上拡充を目的として一九三九年三月六日、繊維工業の労働管理者が中心となつて「織労倶楽部」が結成され、同年五月二六日には金属化学工業の労働管理者と富山県工場協会聯合会の幹事が中心となつて「富山労務研究会」が結成された。同年七月二九日には地元有力大企業の代表者が中心となつて「富山県産業報国聯合会組織準備委員会」が設立されるが、同委員会は「織労倶楽部」と「富山労務研究会」幹事総会の決議を経て「富山県産業報国聯合会組織準備委員会案」を作成し、警察署管轄地域ごとに地方産業報国聯合会を設置

すること、富山県工場協会聯合会を直ちに統合することなど、聯合会の組織方法の基本線を確認した。翌一九四〇年一月一九日には地元有力大企業の代表と警察官僚が中心となって「富山県産業報国聯合会組織委員会」が結成され、三月六日の第二回委員会において「地方産業報国聯合会設置要綱」が決定された。それは、警察署長を名誉会長とし警察署管轄地域ごとに地方産業報国聯合会を設置するというものであった。他方、富山県工場協会聯合会は、同年三月一八日の理事会および評議委員会で、聯合会の解散と、その重要財産を富山県産業報国聯合会に寄付することを決定した。こうして同年三月二二日、富山県産業報国聯合会が結成されるに至ったが、そのときまでに一七の地方産業報国聯合会が設立されていた。そしてその会長の中には元工場協会々長が就任していたのである。

京都府では、一九三九年一月九日の管下警察署長会議において各警察管区別に従来、工業会を改組して、産業報国聯合会を設置することが指示され、聯合会結成の動きが台頭した。同年一月一九日には警察部長を会長とする京都府産業報国連絡協議会が設立され、翌四〇年二月一四日の第一回協議会では「産業報国聯合会設置ニ関スル件」が協議された。その結果、同年二月一七日園部警察署管内に園部産業報国聯合会が設置されたのを嚆矢として、四月六日までに全管内二六の地域に警察署長を会長とする地域別産業報国聯合会が設置された。京都府産業報国連絡協議会はさらに四月二日「京都府産業報国聯合会設置ニ関スル件」を協議し、結成式挙行の大綱を決定、四月八日ここに京都府産業報国聯合会が結成されるに至った。⁽²⁶⁾

以上、二つの府県産業報国聯合会の結成過程をみたが、富山県では経済界の主導性がつよく、京都府では警察官僚の主導性がつよいという相違がみられるものの、両府県産報とも工場協会や工業会を改組するかたちで警察管区別に結成された地域別産業報国聯合会を傘下に擁し、工場協会聯合会など府県レベルの経営者団体を組織的に吸収し統合することによって成立したことが明らかとなった。⁽²⁷⁾ こうした経過からも窺えるように、道府県産業報国聯合会は、

官僚主導下の官財複合組織として成立したのであり、労働側の利益代表者はその中にほとんど存在していなかった。⁽²⁸⁾ もっとも、道府県産報聯が官僚主導下の官財複合組織といっても、役員構成をみると、工業府県（東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡）では民間大企業代表者の比重が高く、農村県では官僚の比重が高いという地域的差異が存在していた⁽²⁹⁾ことにも注目しておく必要がある。

三 産業報国運動の理念と現実

(一)理念 以上、単位産報と都道府県産業報国会の結成過程を考察したが、では、それらの結成を促した産業報国運動にはどのような理念が込められていたのであろうか。ここではその理念の構造を検討することにした。

「労資一体・産業報国」の精神は「日本の労資関係を規制すべき根本の基調」⁽³⁰⁾であり、産業報国運動の中核的理念であった。「労資一体」は、労資の利害相克関係を否定するものであったが、しかし単に労資の利害一致を強調する思想ではない。というのも、「労資関係の本質をかかると偶然的功利的な関係として見ることはでき」⁽³¹⁾ず、「事業は事業者従業者各自の職分に依って結ばれたる有機的倫理的な協団体であることを本質とする」⁽³¹⁾からである。労資関係をこのように有機的倫理的協団体として把握する、その根底にはつぎのような一君万民の家族国家観が存在していた。

「将来の日本は……国民勤労協団体として組立てうるべきものである。官吏も、軍人も、『労働者』も資本家も『勤労国民』としての資格、即ち、天皇陛下の赤子たる点に於いては平等であつて、ただ臣民としてお上に尽す役割、職分において千差万別となるのみである。かくて日本は真に、一君万民の大家族国家として立つことが出来るのである」⁽³²⁾

他方「産業報国」は、産業の国家的使命を強調し、産業をとおして皇運の扶翼をはかる思想であった。かかる思想の背景には、個人の発展が即国家の発展となり、「個々の事業者間の自由競争のみが国家産業の発展に貢献すると観

た自由放任主義の思想は皇道産業の指導原理ではない」という主張にみられるように、自由放任主義を否認する観念が存在していた。そしてその承論で、「産業報国運動は……労資間における自由放任主義とも云ふべき階級闘争の観念を根本的に排斥せんとするものである」という主張が出てくることになる。⁽³⁴⁾

以上要するに、産業報国運動の中核的理念は、一君万民の家族国家観に支えられた「有機的倫理的協同体」としての労資一体の思想と、自由放任主義（その労資関係における発現形態としての階級闘争主義）を否認し産業をとおして皇運の扶翼をはかる産業報国思想の、この両者の独特の結合態というるであろう。そしてこの国家主義理念のもとで、労資関係を擬似共同体的に編成する機構的な役割を担ったのが、さきにもふれたように、産業報国懇談会であった。⁽³⁵⁾

(二)現実 では、右にみたような構造を有する産業報国運動の理念は、どの程度労働者の精神の内面に受容され、その行動を規定したのであろうか。この時期の労働者意識を示す資料は皆無にひとしいが、つぎに掲げる日鉄八幡製鉄所の従業員にかんする報告は、この時期の労働者意識の一端を示す資料として興味深い。

「一般の従業員は……産業報国会が出来ようが出来まいが、何の興味をも有たぬのである。関心を持つてゐるのは極めて一部の者、例へば役員に選ばれた者、運動競技の選手などで会の催しに参加する者だけなのである。産業報国会は昨年四月設立されて既に一年半を経過したがその設立の趣旨は一向に滲透して居らぬのである。……一般従業員が何故に左様に此の運動に理解がなく、関心がないか。その(一)は、従業員一般の行動の基底たる思想が尚大正時代から昭和初頭にかけての階級闘争に依つて労働者階級の地位待遇の向上を獲得した甘夢から完全に脱却し切つて居ないことである」⁽³⁶⁾

日鉄八幡製鉄所が一九三〇年代後半まで労働運動が存続した特殊な大経営であったことを考えれば、右に記された労働者の意識動向を安易に一般化することは慎まねばならない。しかし既述のように、大企業産報の多くが既存の企

表3 労働者50人以上の工場・鉱山における労働移動率 (%)

年次	工場	鉱山
1937	47.4	72.4
38	52.9	80.0
39	58.8	78.5
40	61.6	93.4
41	50.4	93.6

資料：厚生省調「五十人以上ノ労働者ヲ使用スル工場鉱山ニ於ケル労働者移動状況調」(国家総動員審議会『重要事業場労務管理令案要綱関係書類』)

注：1941年工場労働者の移動率は1—3月の移動率を年率に換算したもの。
同じく鉱山労働者の移動率は1—4月の移動率を年率に換算。

表4 三菱系事業所の労働者数と離職率

年次	長崎造船所		神戸造船所		名古屋航空機製作所		名古屋発動機製作所		三菱電機神戸製作所	
	職工数	離職率	職工数	離職率	職工数	離職率	職工数	離職率	職工数	離職率
1937	14,468	19.9	8,449	12.4	12,957	12.4	—	—	2,454	16.0
38	17,212	17.1	10,631	18.4	17,314	11.1	8,405	—	3,372	19.8
39	19,430	26.0	12,877	23.7	21,940	14.0	16,210	19.4	4,265	22.3
40	18,342	25.0	13,065	26.9	25,985	18.5	16,905	23.2	5,384	29.9
41	19,530	20.2	14,255	21.2	33,023	12.0	20,642	18.4	5,341	37.5
42	20,692	6.7	16,708	6.8	39,951	2.8	25,229	6.5	—	—
43	22,801	5.6	16,067	9.1	42,764	5.8	23,952	7.6	—	—

資料：三菱重工株式会社『職工統計』(『工員統計』)各年より作成。
注：職工数は当該年度12月末現在数。離職率は(辞職数×2)÷(前年度12月末在籍数+当該年度12月末在籍数)で算出。

業内団体や組織を形式的に統合するかたちで発足したことを考慮すると、労働者の意識の国家主義的な変革をうながすような産報思想の受容は、とくに大企業労働者にとってそれ程容易でなかったことはすぐに想像がつくであろう。鐘紡産業報国会の会長が鐘紡東京工場の労働者の動向について「産報会ノ結成後モ施設ニ変化ガナイノデ女子労務者ノ間ニ産報運動ニ対スル認識ガ殆ンド無い」と述べているのは、この点を裏付けるものである。⁽³⁷⁾

おそらく、こうした労働者意識がひとつの背景となつて、労働需給が逼迫した一九三九—四〇年には、まさにこの時期に産業報国運動が展

(人・%)

表5 過去6ヶ月間の雇入労働者の前職または世帯主職業の構成(1940年9月末現在, 工業部門)

労働者ノ前職又ハ世帯主ノ職業	前職アル者	前職ナキ者
総数	1,192,859(100.0)	522,375(100.0)
事務従業者	39,804(3.3)	20,236(3.9)
技術職員	20,280(1.7)	5,199(1.0)
工業業	628,483(52.7)	165,946(31.8)
鉱業	16,104(1.4)	3,513(0.7)
商業	68,438(5.7)	30,946(5.9)
運輸通信業	16,994(1.4)	4,333(0.8)
家事使用人	27,642(2.3)	14,743(2.8)
農業	195,404(16.4)	109,090(20.9)
水産業	27,575(2.3)	5,505(1.1)
その他の職業	115,269(9.7)	44,932(8.6)
無業及び不明	36,866(3.1)	117,932(22.6)

資料: 厚生省職業局『第二回労働動態調査結果報告』(昭和15年9月末現在)

表6 工業被雇用者の長期欠勤率

年 月	被雇傭者数(A)	長期欠席者数(B)	(B)/(A)
1939年12月末	5,249,677	144,994	2.8
40年9月末	5,399,022	719,284	13.3
41年3月末	5,485,897	419,139	7.6
41年9月末	5,460,282	485,964	8.9
42年3月末	5,517,719	552,716	10.0
42年9月末	5,544,235	547,615	9.9
43年3月末	5,704,320	596,207	10.5

資料: 厚生省労働局『労働動態調査結果報告』第1回-第7回

開していたにもかかわ
 らず、労働移動が激化
 した。表3、表4はこ
 れを示したものである。
 こうした労働移動の激
 化は、「工場、事業場ニ
 於ケル退職者ノ帰趨状
 況ヲ見ルニ退職者ノ内
 二割ガ帰農シ、六割五
 分ガ他ノ工場、事業場
 ニ移動シ、一割五分ガ
 他ニ転業スルト謂フ状
 況ニアル⁽³⁹⁾」という政府

の指摘が示すように、工業部門内の横断的移動によつてもたらされたものであった。この点は雇入労働者の前職を示した表5からも窺い知ることができる。すなわち「前職アル者」の内、工業が全体の過半を占めており、これと比べれば第一次・第三次産業部門からの雇入れは非常に少ないことが判明するのである。

上述のような労働者の移動の頻発は、「収入ノ寡少ト云フガ如キ物質的待遇問題ヨリモ寧ろ指導力ノ如何特ニ精神的感情問題即チ之等工員ト、之ト日常直接接触シ其ノ指導監督ノ地位ニ在ル役付工員及現場職員間ノ感情ノ如何ニ帰

「スル所多キガ如シ⁽³⁹⁾」という三菱重工業株式会社の状況が示すように、労務管理をめぐる労資関係の摩擦が一つの引き金となっていた。そしてこうした労務管理上の問題は、他方、長期欠勤率の上昇となって現われた(表6)。もちろん、この長期欠勤者のなかには公傷、疾病等による欠勤者も含まれていると考えられるが(その内訳は不明⁽⁴⁰⁾)、いずれにせよ労務管理が有効におこなわれていない一証左とみて差し支えないであろう。

以上、労働者の意識、移動、欠勤の状況を検討したが、それらはいずれも、労資一体の「有機的倫理的協同体」の理念とはおよそかけ離れた現実が存在していたことを示唆している。産業報国運動の理念と、労働者の意識・存在とのあいだには大きなギャップが存在していた。労資関係を擬似共同体に編成し、その狭いミクロの「共同体」世界の外に労働者を閉じ込めることには、産報運動はいまだ成功していなかったというべきであろう。

- (1) 芳井幸子、前掲「産業報国運動——その成立をめぐる——」など参照。
- (2) 神田文人編『資料日本現代史七 産業報国運動』大月書店、一九八一年(以下『資料』と記す)、一六頁。
- (3) 同上、四五頁。
- (4) 三菱重工業株式会社『第二十五回中央労務会議事録』一九三八年九月、二八―二九頁。
- (5) 同上、附録C。
- (6) 三菱重工業株式会社長崎造船所『第三十七回工場委員会議事録』一九三九年一月、二頁。
- (7) 住友電気工業株式会社『住友電工労政史』一九七〇年、四六頁。
- (8) 株式会社日本製鋼所室蘭製作所『鋼の友』第一八七号、一九三九年二月二七日。
- (9) 荒川章二、前掲論文、一一〇頁。
- (10) 「産業報国懇談会起案要旨」(日本製鉄株式会社産業報国会資料)。
- (11) 荒川章二、前掲論文、参照。
- (12) 西成田豊「満州事変期の労資関係」(一橋大学研究年報『経済学研究』二六号、一九八五年)参照。

- (13) 富山県産業報国会聯合会『富山県産業報国運動史』一九四〇年、一九頁、三八―三九頁。
- (14) 『産業報国』第一号、一九三九年八月一五日。
- (15) 前掲『富山県産業報国運動史』五三頁。
- (16) 京都府『京都府管下に於ける産業報国運動經過概要』一九四〇年三月(京都府立総合資料館所蔵)、三一―四頁。
- (17) 西成田、前掲論文、参照。
- (18) 産業報国聯盟『産業報国会に於ける懇談会の運営(其一)』一九三九年七月、二二頁。
- (19) 三菱重工業株式会社社長崎造船所『工場委員会議事録』第三七回―第四〇回、一九三九年一月―一九四一年五月。
- (20) 同上。
- (21) 桜林誠第一論文、芳井幸子、前掲「産業報国会」など参照。
- (22) 『資料』八九頁。
- (23) 協調会『本邦鉱工業懇話会概要』一九二五年、東京工場協会『東京工場協会創立經過及事業概況』一九三〇年自七月至一月、参照。
- (24) 以下の叙述は、前掲『富山県産業報国運動史』一四五―二一六頁による。
- (25) 以下の叙述は、『赤松前知事・川西知事事務引継演説書』昭和一五年四月(京都府立総合資料館所蔵)による。
- (26) 右の資料には記されていないが、京都府産業報国聯合会は工業会など「類似団体」を統合することによって成立している(産業報国聯盟資料「道府県産業報国聯合会役員調」)。
- (27) 同様のことは埼玉県産業報国聯合会についても指摘できるが、詳しくは吉田健二・塩田咲子、前掲論文、参照。
- (28) 都道府県産業報国聯合会の役員は制度上は「産業報国会関係者であれば各産業報国会の会長、顧問、役員、一般職員労務者等其の資格の何たるを問ふ処ではな」かったものの、「報国会々員の多数が一般労務者たる事実を鑑み、労務者指導に適する役員の相当数存在することは望ましい」とされていた(厚生省労働局『産業報国運動要綱』一九三九年一月、四七―四八頁)。

- (29) 前掲「道府県産業報国聯合会役員調」。
- (30) 産業報国聯盟『産業報国運動に就て』一九四〇年、二八頁。
- (31) 同上、三一―三二頁。
- (32) 産業報国聯盟『労働者と産業報国運動』一九三八年二月、一四―一五頁、原文ルビ付き。
- (33) 前掲『産業報国運動に就て』二九頁。
- (34) 同上、三〇頁。
- (35) 同上、三五頁参照。
- (36) 日本製鉄株式会社「八幡出張資料」昭和十五年一月十七日―二十四日。
- (37) 大日本産業報国会錬成局普及部「鐘紡東京工場ニ於ケル産報運営現地相談会記録」一九四一年八月一日。
- (38) 『労働行政事務打合会議資料』一九四一年七月（労働省所蔵）。
- (39) 三菱重工業株式会社『第二十九回中央労務会議事録』一九四〇年七月、二頁。
- (40) 一九三九年下期の日本製鋼所室蘭製作所の欠勤率は一三・〇%であったが、その内訳は公傷欠勤率一・二%、事故欠勤率一・三%、疾病欠勤率五・一%、無届欠勤率五・四%であった（株式会社日本製鋼所『陸軍視察団ニ対スル御報告資料』一九三九年二月一〇日）。

II 産業報国会の再編成（一九四一―四二年）

一 部隊組織化と生産力増強運動

一九四〇年一月二三日の大日本産業報国会創立の背景には、前節でみたような問題が伏在していたと考えられる。⁽¹⁾

實際、大日本産業報国会の創立以降、産業報国会を強化・再編成するさまざまな施策が登場してくる。まず一九四一年三月三日厚生省労働局長から庁府県長官宛に「産業報国青年隊結成ニ関スル件依命通牒」が発せられ、「二五歳以下ノ男子会員五〇人以上ヲ有スル単位産業報国会ニ在リテハ右会員ヲ以テ産業報国青年隊ヲ組織スルコト」が指示され、産業報国青年隊は「産業報国運動ノ推進力トシテ」位置づけられた。⁽²⁾それは、戦時期の労働者の急増によって相対的比重を高めた若年層⁽³⁾を産報の組織の中核隊として掌握しようとする試みであった。

さらに同年八月一八日には、厚生省労働局長・内務省警保局長から庁府県長官宛に「工場事業場ニ於ケル産業報国会ノ組織整備ニ関スル件」が出され、単位産業報国会ノ基本組織ハ部隊組織トシ工場又ハ事業場ノ部門別ニ其ノ職制ノ区分ニ即シ段階的ニ之ヲ編成シ各職場別ニ最下部単位トシテ五人組制ヲ置クコト⁽⁴⁾が指示された。それは、最下部組織として五人組制⁽⁵⁾を設け、職制機構の縦の系列に沿って産報を部隊組織に編成し、「産報と職制の一体化」⁽⁶⁾をねらったものであった。これに伴ない懇談機関についても、「基本組織ノ必要ナル段階ニ当該指揮者ヲ座長トスル懇談機関ヲ置クコト」「懇談機関ハ懇談会及組常会」とされ、五人組制に対応する組常会を最下部懇談機関とし、各級部隊組織に対応する懇談機関を重疊的に編成するものとされた。⁽⁷⁾

こうした産業報国会の部隊組織の編成は、新たな活動方針の樹立とむすびついていた。同年九月、大日本産業報国会は「産業報国運動の新目標」を発表し、「勤労秩序確立」、「勤労総動員」、「生産増強」を三大目標として設定、「殊ニ勤労秩序の確立が根幹前提」であるとして、これを重視している。⁽⁸⁾そして、「勤労秩序確立の為の組織整備」として産報の部隊組織化が指摘されているのである。その際、「従来⁽⁹⁾の産業報国会は……労資調整的機能を司るに過ぎないものが大部分なのであり……従って会の組織は事業場の生産組織と遊離し、全会員をしてその勤労総力を職場に注ぎ生産活動に挺身せしむるには程遠い憾がある」、「従前の懇談会が兎もすれば、待遇福利問題を主体とし労資調整

機能を司れるに過ぎなかったのを改め之を部隊組織の補助機関とし⁽⁹⁾なければならぬ、という反省がなされている点に注目しなければならない。

以上から明らかなように、産報の部隊組織化の背景には職場秩序の動揺・混乱↓生産減退という現実が存在していたのであり、部隊組織的編成はしたがって、産報国会を懇談会中心の労資関係調整組織から、職制機構と一体となった生産力増強組織へと再編成するものであった。かかる産報国会の再編成は、労資関係の疑似共同体的編成の内部に階層的秩序を導入したという点で、一君万民の家族国家観に支えられた「有機的倫理的協同体」としての労資一体の思想の微妙な変容を含んでいた。

上述のように、産報国会は職制機構と一体となった生産力増強組織へと再編成されていったのであるが、これにもない大日本産業報国会の中心的活動も生産力増強運動の全国的組織化に置かれることとなった。「職場ノ規律確立運動」、「皆勤実行運動」、「機械実働率増進運動」を内容とする「生産力増強第一期運動」(一九四二年一月一日〜三月三十一日)や、「生産力増強総進軍運動」(一九四二年二月八日〜一九四三年二月一日)などがそれである。いまこれらの運動の内容についてひとつひとつ解説を加える必要はないであろう。ただ一つ注目しておきたい点はこれらの運動が総じて精神運動的性格をつよく帯びていたことである。じじつ、「機械実働率増進運動」一つとっても、運動要綱では作業の中断による機械停止の原因を取り除くために、さまざまの技術的合理化(ゲージによる寸法測定の正確化・簡易化、治具・専門取付具の整備、刃物・工具の標準化、作業の専門化など)が構想されていたもの⁽¹¹⁾の、その結果は、「本運動ハ確カニ大ナル効果ガアツタコトヲ認メル。併シテ其ノ効果ハ従業員ノ覚醒ニ基クモノガ多ク技術的ニ各種ノ改良方策ヲ立テ実行シテ成績ヲ挙げ得タモノハ少イ」という東京産業報国会の報告が示すように⁽¹²⁾、労働者の精神的緊張を促した程度であった。機械工業の労働の基本形態が依然として手工的性格を残しているという当時の生産技術水準の

もとは、「機械実働率増進運動」は労働者の主体的労働意欲を引き出し組織化する精神運動的色彩を必然的に帯びざるをえなかったのである。

二 単位産業報国会の再編成

工場委員会など企業内の団体や組織を形式的に統合するかたちで結成された大企業の単位産業報国会は、上述のような産業報国会の再編成策を契機として、あるいはみずからの独自の判断で、ドラスチックな編成替をとげていった。

三菱重工工業株式会社では、一九四一年四月に開かれた第三〇回中央労務会において「産業報国会整備試案」を作成し、産業報国会の全面的な再編成の検討に入った。⁽¹³⁾ 同試案が整備の理由として「当社産報会ハ我国産報運動……ニ処スル便法的手段トシテ設ケタル謂ハバ看板式ニ過ギザルモノナリ、然ルニ本運動ノ基礎愈強化サレ閣議決定ノ『勤労新体制』ノ一内容ヲ為スニ至レルニ鑑ミ茲ニ組織ヲ整備シ之ニ即応セントスルモノナリ」とのべているように、「勤労新体制確立要綱」(一九四〇年一月)に即応しようというのが、産業報国会再編成の目的であった。整備試案によれば、再編成後の産業報国会は、職員懇談会、工場懇談会、職域懇談会を包含した懇談会組織と、錬成部、厚生部、体育部で構成された事業部の二つの組織を両翼とし、これを会長の最高諮問機関である評議員会が総合統制するという構造を有していた。工場委員会を工場懇談会に改組すること、事業部を設けて産業報国会の独自の活動を重視することが整備試案の中心的眼目であったといつてよい。

第三〇回中央労務会では右の整備試案は決定をみず議論はもち越されたが、同年七月の第三一回中央労務会では、工場委員会の工場懇談会への再編・改組だけが切り離されて決定された。「最近ノ逼迫セル臨戦体制下ニ在リテハ、従来ノ工場委員会制ハ最早ヤ力弱ク且ツ適当ナラザルモノアリ…(中略)…元来委員会制ハ自由主義的ノ協調機関ト

シテ制定育成セラレタルモノニシテ衆心一体、生産力ノ増強ヲ目的トセル現在ノ産報機関タルニハ其ノ根本精神ニ於テ大ナル距離アリ⁽¹⁵⁾」というのが、その理由であった。

工場懇談会への改組の内容をみると、まず附議事項については、「規定トシテノ表現方法ハ大体委員会ノモノト変リナキモ、其ノ内容トシテ實際ニ盛ラルベキモノハ常ニ産報精神ヨリ逸脱セザル様指導スベキモノトス」とされ、産報国精神に合致する範囲内に附議事項が限定された。また委員の選出方法は指名制に変わり、職場内ニ在リテ将来指導者タルニ適当ト認ムル者ヲ人選スル様留意ノコト⁽¹⁷⁾と指示された。他方懇談方法については、「懇談ハ臨戦体制トシテ職域ノ部面即チ作業能力ノ増強ニ重点ヲ置クコト」、議題多キヲ以テ尚シトセズ其ノ質如何ニアリ場合ニ依リテハ諮問案ノミニテモ可ナラン」とされた。以上要するに、工場懇談会は「特ニ上意下達ニ重点ヲ置キ会社竝ニ時局精神ノ普及機関タルト共ニ従業員ノ錬成機関タラシメ、以テ所長又ハ工場長ヲ中心ニ帰一スル現場ノ大ナル推進的原動力タラシメントスルモノナリ⁽¹⁸⁾」と位置づけられたのである。

以上のように工場懇談会への改組は、労働者の自発性を抑圧し工場委員会を権威主義的(身分階級的)に再編成することによって、これを生産増強のための精神動員機関と化すものであった。その意味で、この改組のなかに早くも産報の部隊組織化の方針と同様の精神・理念が貫徹しているのを看取することができるであろう。

住友電気工業株式会社(旧住友電線製造所)においても、一九四一年から四二年にかけて産業報国会の改組がおこなわれた。同社では一九四一年一〇月、臨時工場協議会と親友会の役員会が開かれ、両組織を解散して産業報国会へ統合することを決定した。同年一一月に開かれた親友会の役員会はこれをうけて、産業報国会規約案を審議し、これを採択した。同規約案による産業報国会改組の主眼点は、産業報国会の基本組織に職制機構の縦の系列に沿った指揮系統を導入すること、多数決原理にもとづく決議機関を廃止し、会長の下に事業局をおき指導者原理にもとづく会の

表7 日本製鋼所広島製作所産業報国会の懇談会組織 (1942年5月)

懇談機関	組織範囲	座長	構 成	員	開催回数	備 考 (懇談区)
総懇談会	全懇談区	長	部隊長の全員、並に大隊長、中隊長、小隊長、分隊長、組世話人の内指名された者	4ヶ月に1回	第1区	第1現業部
部隊懇談会	懇談区	部長	大隊長の全員、並に中隊長、小隊長、分隊長、組世話人の内指名された者	3ヶ月に1回	第2区	第2現業部
大隊懇談会	大 隊	大隊長	中隊長の全員、並に小隊長、分隊長、組世話人の内指名された者	3ヶ月に1回	第3区	第3現業部
中隊懇談会	中 隊	中隊長	小隊長の全員、並に分隊長、組世話人の内指名された者	2ヶ月に1回	第4区	第4現業部
小隊懇談会	小 隊	小隊長	分隊長の全員、並に組世話人及び組員の内指名された者	2ヶ月に1回	第5区	業務部
分隊懇談会	分 隊	分隊長	組世話人の全員並に組員の内指名された者	2ヶ月に1回	第6区	業務部
組 帯 会	組	組世話人	組全員	1ヶ月に1回	第7区	事務部、企画部
				1ヶ月に1回	第8区	工務部、青年学校
					第9区	技術研究部
						検査部

資料：『日本製鋼所三十五年誌(改訂本)』第2編より作成。

運営を図ること、「労資対立したるものが互に協調するの精神」に立脚した工場協議会を廃止し、「従業員渾然一体」となった懇談会を新設すること、以上の三点であった。⁽²⁾ ここにもまた産報の部隊組織化の方針と同じ精神・理念が貫かれているのを読みとることが出来る。こうして同社は、翌一九四二年三月、旧来の企業内諸団体を廃止して新たな産業報国会の結成を迎えることとなるのである。

日本製鋼所広島製作所においては、産業報国会の部隊組織的編成はより直截なかたちで実現した。同所は一九四二年五月、日本製鋼所産業報国鋼友会広島支部を日本製鋼所広島製作所産業報国会と改称、新たに事務局規程と懇談会

規程を制定し実施した。これによって産業報国会は部隊組織的に編成されることとなり、職制のラインを形成する現業部長、工場長、技師、技師補、組長がそれぞれ産業報国会の部長、大隊長、中隊長、小隊長、分隊長を兼務することとなった⁽²⁰⁾。これにともない、懇談会も再編成され、部隊組織に対応するかたちで、表7のような構成をとることとなったのである。

以上、二社一事業所の産業報国会の再編・改組についてみてきたが、企業内の団体や組織を形式的に統合するかたちで、いわば多元的な構成をとって発足した大企業の産業報国会が当該期に一元的組織に再編・統合され、懇談会も権威主義的(身分階級的)ないし部隊組織的な原理をとり入れた組織に変貌をとげたことが明らかとなった。それは労資関係の理念に即していえば、既に若干ふれたように、一君万民的な労資一体の思想から、権威主義的な階層秩序の観念をとり入れた労資一体の思想への微妙な変容を含んでいたといつてよいであろう。

三 労働者抵抗の拡大

産報の部隊組織化の背景に職場秩序の動揺・混乱があったことは前述したが、それはさまざまの形態をとったこの時期の労働者の反抗の拡大を反映したものであった。一九四〇年一月月の従業者移動防止令、一九四一年三月の国民労務手帳法に示されるような、一連の労働市場統制策はたしかに労働移動を抑制したものの(表4参照)、賃金・物価統制下での闇物価の高騰による生活不安の増大を労働移動によって緩和することを困難ならしめ、労働者の不満を職場内に封じ込めることとなった。

労働者の不満は一九四二年に入るとますます増大し、「戦局の各段階に処すべき経済竝に労務の諸統制は益強化せられて労働者に強き身分的拘束感を与ふると共に、生活必需物資の不足竝に配給機構の不整備に伴ふ闇物資の横行等

表8 被徴用者数とその年齢構成

被徴用者数 (1943年8月まで)

		1939年度	1940年度	1941年度	1942年度	1943年度
新規	陸軍	850	500	40,734	14,298	9,863
	海軍	—	52,192	127,677	101,680	59,213
	管理	—	—	97,831	133,874	105,791
	計(A)	850	52,692	266,242	249,852	174,867
現員	陸軍	—	—	—	—	—
	海軍	—	168,393	36,474	31,712	20,668
	管理	—	—	625,851	187,824	88,023
	計(B)	—	168,393	662,325	219,536	108,691
合計	(A)+(B)	850	221,085	928,567	469,388	283,558

新規被徴用者の年齢構成 (1943年12月まで)

16~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	計
352,385	215,590	295,478	181,664	49,246	1,094,363
(32.2)	(19.7)	(27.0)	(16.6)	(4.5)	(100.0)

資料：『厚生次官在勤記録八』(重要参考資料，自昭和16年11月至昭和19年4月)。

注：1943年9月から12月までの新規被徴用者数は349,860人。

に基く生活苦の為漸次其の不平等不満は深刻化するに至りたり⁽²¹⁾」という状況に立ち至った。そして労働者のこの不満は、逃亡、欠勤、怠業、二重稼働、集団暴行、兵器破壊、意識的な不良品の作製などのかたちをとって顕在化した。

表8より、一九四一年以降二四歳未満の若年者を中心に徴用工が増大していることがわかるが、上述のような労働者の不満と抵抗はとくにこの徴用工において際立っていたことに注目しなければならない。やや後年のことに属すが、一九四四年六月の日本製鋼所広島製作所における新規徴用工の平均月収は七三円八八銭であり、女工の平均月収七二円二銭とほぼ同水準で、男工の平均月収一二四円六九銭とくらべると著しい低賃金であった⁽²²⁾。新規徴用工の低賃金と労働条件の劣悪さは、「待遇は劣悪極まり、僅かばかりの給料から食料、被服代を差引かれ、病氣・死亡等に対しては軍人の様な待遇は受けず、酷使はするし、制裁はあり、不平等が充満し、無断逃亡者が多い⁽²³⁾」といった指摘からも窺

い知ることができるのであろう。こうした新規徴用工の低賃金と労働条件の劣悪さは、「新規徴用工員が職場に於て職員及古参工員より『徴用！ 徴用！』と呼捨てにされ、徴用なる語は恰も新参者の代名詞なるが如き感を与へつつあ」という被差別的状況と結びつくことよって、前記のような抵抗の諸形態を生み出したのである。なかでも徴用工の欠勤、逃亡は深刻であった。大阪府においては二五工場の徴用工九万八千名中無届欠勤者が二千二四九名におよんでいたし⁽²⁵⁾（一九四二年一月現在）、三菱重工業株式会社各事業所においても、「新規徴用工員ノ素質ハ身体的ニモ知的ニモ一般ニ漸次低下シツツアルコトハ各場所共通の事象ニシテ、斯カル素質悪シキ訓練不足ノ新入工員ノ激增ハ近時出勤率ノ顯著ナル低下トナツテ現ハレ、長期戦下愈生産増強ヲ要請セラレ益人力ノ活力ニ俟ツベキモノ多ク秋正ニ寒心ニ耐ヘザルモノアリ⁽²⁶⁾」と、懸念されるような状況にあった。

以上のべたような労働者の抵抗の拡大とならんで、いま一つ見落すことができないのは産業報国会にたいする労働者の不信や不満が増大しつつあったことである。事実、内務省警保局は「労働者は……生活必需物資の入手難、闇物価の横行等直接生活上の不利若は苦痛に直面するや産報頼むに足らずと為し産報不満の底流的傾向は明瞭に看取せらる⁽²⁷⁾」と観察していたし、北越バルブ株式会社の一職工も「斯の種運動（産報運動―引用者注）は下から盛り上る力を必要とするのに実際には国家権力により組織され又之が運営が一部官僚と自由主義思想に基く事業主によって左右されて居るので、会員の多くは運動に関心を示さず他人事の様に考へてゐる様だ⁽²⁸⁾」とのべている。また大日本産業報国会が推進した前述の機械実働率増進運動についても、「一部工員中ニハ本運動ハ資本主義ノ利潤ヲ増ス為ノ運動デアツテ工員ノ勤勞ヲ強制スルモノデアルト誤解シタモノガ相当ニアツタ⁽²⁹⁾」と、東京産業報国会は報告している。

以上のような労働者抵抗の拡大と、産業報国会にたいする労働者の不信感の増大は、職場秩序の動揺・混乱を解決しようとした産報の部隊組織化が逆に労働者の自発性を抑圧し労資関係調整の機能を決定的に後退させたことの必然

的な結果であったといつてよいであろう。産業報国青年隊結成の対象となつた二五歳未満の徴用工を中心とする抵抗の拡大は、産業報国会の労働者統轄力の限界を決定的に露呈するものであった。

- (1) 「大日本産業報国会の結成と其の活動目標」一九四一年一月、推定(『資料』二三二頁)、昭和研究会『労働新体制研究』東洋経済新報社、一九四一年、九二―九六頁参照。
- (2) 『資料』二四二頁。
- (3) 機械器具工業の男子労働者に占める二〇歳未満層の比率は、一九三八、一九四〇、一九四二年に三四・八%、三八・二%、四四・八%と増大している(『厚生次官在勤記録八 重要参考資料』自昭和一六年一月至昭和一九年四月(労働省所蔵))。
- (4) 『資料』二七〇頁。
- (5) 五人組の機能は団結親和、規律訓練、能率増進、生活刷新、互助共済の五点におかれた(大日本産業報国会『五人組設置要領』一九四一年一〇月、七一―九頁)。
- (6) 『資料』二七〇頁。
- (7) 同上、二七〇―二七一頁。
- (8) 同上、二七二頁。
- (9) 同上、二七四頁。
- (10) 詳しくは『生産力増強第一期運動実施要領』(『資料』二九一―二九二頁)、『生産力増強総進軍運動要綱』一九四二年一〇月三〇日(同上、三六八―三七〇頁)。
- (11) 『機械実働率増進運動要綱』(同上、三〇〇―三〇二頁)。
- (12) 大日本産業報国会『機械実働率増進運動道府県実施状況報告集』一九四二年、五三頁。
- (13) 三菱重工株式会社『第三十回中央労務会議事録』一九四一年四月、三五―三六頁。
- (14) 同上、四五頁。
- (15) 三菱重工株式会社『第三十一回中央労務会議事録』一九四一年七月、九一―一〇頁。

- (16) 同上、一一頁以下。
- (17) その結果、一九四一年一二月の第一回工場懇談会では委員四二名中工長が二〇名を占め、前年一月の最後の工場委員会
のときの工長数一二名(委員数四〇名)を上回った(三菱重工業株式会社社長崎造船所『第一回工場懇談会議事録』、同『第三
九回工場委員会議事録』)。
- (18) 三菱重工業株式会社、前掲『第三十一回中央労務会議事録』一〇頁。
- (19) 住友電気工業株式会社、前掲『住友電工労政史』四九頁、前掲、桜林第二論文参照。
- (20) 『日本製鋼所三五年社誌稿本』第二編(広島)。
- (21) 内務省『昭和一七年度ニ於ケル社会運動ノ状況』三九九頁。
- (22) 株式会社日本製鋼所『戦前勤労統計表 昭和一九・二十年度』。
- (23) 内務省『昭和一六年度ニ於ケル社会運動ノ状況』六一六頁。
- (24) 内務省、前掲『昭和一七年度ニ於ケル社会運動ノ状況』四三八頁。
- (25) 大阪府知事三辺長治「悪質欠勤徴用工員指導取締ニ関スル件」一九四二年一月八日。
- (26) 三菱重工業株式会社『第三十四回中央労務会議事録』一九四二年一〇月、二頁。
- (27) 内務省、前掲『昭和一七年度ニ於ケル社会運動ノ状況』四五〇―四五二頁。
- (28) 同上、四五二頁。
- (29) 大日本産業報国会、前掲『機械実働率増進運動道府県実施状況報告集』四頁。

III 産業報国会の機能喪失（一九四三—四五年）

一 ダイリューションの進展と労務管理体制

戦争の長期化による兵力の大量動員によって、労働力ことに熟練工の不足がいよいよ深刻化するに伴ない、政府は一九四三年以降、さまざまな勤労働員政策を推進することとなった。⁽¹⁾ (一)国民勤労働隊の常時編成と出勤期間の延長 (一九四三年一月「生産増強勤労働緊急対策要綱」、(二)男子の就業の制限・禁止と女子使用標準率の設定⁽²⁾女子による男子労働の代替 (「生産増強勤労働緊急対策要綱」、一九四三年六月「労務調整令」改正)、(三)女子勤労働挺身隊の結成・強制加入・法制化 (一九四三年九月次官会議決定「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」、四四年二月「決戦非常措置要綱」、同年三月「女子挺身隊制度強化方策要綱」、同年八月「女子挺身勤労働令」、(四)学徒動員の実施と法制化 (一九四三年六月「学徒戦時動員体制確立要綱」、四四年一月「緊急国民勤労働員方策要綱」、同月「緊急学徒勤労働員方策要綱」、同年三月「学徒動員実施要綱」、同年八月「学徒動員令」、(五)朝鮮人、中国人の「内地移入」⁽³⁾ 強制連行の強化・本格化 (「緊急国民勤労働員方策要綱」、などがそれである。

表9は一九四四年第一・四半期の業種別勤労働要員表を示したものである。これをみると、勤労働隊は軍作業庁と機械工業と鉱業に集中しており、ことに鉱業では全労働者の二三%近くにおよんでいることがわかる。勤労働隊の過半は学生・生徒によって編成されており、⁽²⁾ 隊員の多数は年少・若年者であったとみて差し支えない。他方、女子勤労働挺身隊は軍作業庁と航空機工業と機械工業に集中しており、前二部門では全労働者一二%を占めている。これは、

さきに記した一九四三年九月の次官会議決定「女子勤労働員ノ促進ニ関スル件」が女子勤労働身隊を航空機関係工場と政府作業庁へ動員すると規定した⁽²⁾、そのことの結果と考えてよいであろう。学徒もまた女子勤労働身隊と同じよゝに、軍作業庁と航空機工業と機械工業に多く、軍作業庁では全労働者の二三%におよんでいる。朝鮮人の過半は鉱業

表9 1944年第1,4半期業種別勤労働員表 (人)

業 種	一 般 青 壯 年		女子挺身隊	勤 勞 報 國 隊		学 徒	朝 鮮 人	その他共 計	
	徴用男子	その他男子		男	女				
軍 作 業 庁	137,035 (30.6)	70,093 (15.7)	41,315 (9.2)	52,555 (11.8)	30,687 (6.9)	6,239 (1.4)	103,475 (23.1)	2,930 (0.7)	447,259 (100.0)
航 空 機 工 業	214,713 (18.9)	390,268 (34.4)	269,887 (23.8)	131,204 (11.6)	14,144 (1.2)	13,256 (1.2)	84,973 (7.5)	702 (0.1)	1,135,499 (100.0)
鉄 鋼 業	29,163 (25.3)	43,371 (37.6)	12,940 (11.2)	6,201 (5.4)	5,660 (4.9)	808 (0.7)	10,370 (9.0)	3,807 (3.3)	115,329 (100.0)
金 属 工 業	10,587 (45.9)	65,167 (48.8)	27,064 (20.3)	6,403 (4.8)	7,158 (5.4)	1,829 (1.4)	11,037 (8.3)	1,656 (1.2)	133,642 (100.0)
造 船 業	70,805 (45.9)	37,921 (24.6)	11,053 (7.2)	9,005 (5.8)	5,170 (3.4)	1,217 (0.8)	12,008 (7.8)	1,016 (0.7)	154,150 (100.0)
機 械 工 業	95,945 (10.7)	360,701 (40.1)	224,860 (25.0)	79,753 (8.9)	23,574 (2.6)	18,690 (2.1)	74,058 (8.2)	5,897 (0.7)	899,566 (100.0)
化 学 工 業	13,867 (6.7)	79,971 (38.5)	56,777 (27.3)	15,710 (7.6)	8,693 (4.2)	6,021 (2.9)	18,982 (9.1)	1,255 (0.6)	207,834 (100.0)
鉱 業	30 (0.0)	136,816 (42.9)	32,283 (10.1)	4,677 (1.5)	70,877 (22.2)	1,943 (0.6)	6,062 (1.9)	53,684 (16.8)	318,926 (100.0)
その他共合計	583,548 (11.2)	1,834,538 (35.1)	1,033,365 (19.8)	364,966 (7.0)	627,563 (12.0)	96,547 (1.8)	466,328 (8.9)	101,006 (1.9)	5,224,798 (100.0)

資料：『厚生次官在勤記録Ⅱ』（主要参考資料，昭和16年11月至昭和19年4月）より作成。

表10 三菱重工業株式会社工員資格別構成

(人)

		1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944
工組 伍	長 (A)	593	817	1,033	621	770	1,109	1,421
	長 (B)	1,990	2,449	2,731	2,414	3,114	3,711	6,133
	長 (C)	2,480	3,397	4,038	4,558	5,508	6,254	8,487
	手	—	—	—	920	939	1,021	—
工並	手 (1~3等)	—	—	—	—	—	—	16,902
職	(既経験工)	44,321	58,751	68,197	78,598	93,602	102,601	208,839
試	備	947	827	753	—	—	—	—
未	経 験 工	—	—	—	6,669	2,916	3,125	—
見	習	3,297	7,790	—	—	—	—	—
速	成 工	—	—	7,514	—	—	—	—
技	能 養 成 工	—	6,538	10,337	13,480	18,774	24,677	25,417
	女	1,720	3,259	4,273	4,992	8,607	10,053	23,217
期	限 付 臨 時 備	25	16	14	46	211	133	—
小	計 (D)	50,310	77,181	91,088	104,705	125,049	141,610	274,375
	(D)/(A)	85	94	88	169	162	128	193
	(D)/(B)	25	32	33	43	40	38	45
	(D)/(C)	20	23	23	23	23	23	32

資料：三菱重工業株式会社『職工統計』（『工具統計』）より作成。

注：各年6月現在。ただし1944年は5月現在，女は女工，女夫およびその試備を含む。

に集中しており、そのほかの業種における朝鮮人は比率で鉄鋼業がやや目立つ程度である。表9でいまひとつ注目すべきは、女子による男子労働の代替政策によって、一般青壮年における女子の比率も高まっており、航空機工業と機械工業と化学工業では全労働者の四分の一前後に達している点である。

以上のように、一九四三年以降の一連の勤労動員政策によって、女子、学徒、朝鮮人などの不熟練労働者の比重が高まり、ダイリューション（労働の稀釈化）が急速に進行していくこととなった。

こうしたダイリューションを内包した労働者の急速な膨張は、企業内部における労務管理体制をいよいよ動揺・弛緩せしめることとなった。経営者の次のような発言は、この点を推察するに十分である。

「現在日本の……生産管理はまだ多量生産方式に

全部入り切れないで居る。随って熟練工の熟練に頼るといふ面がまだ非常に多い。言ひかへると生産過程を単純化して行くといふ仕事はまだ十分出来て居らない。随って学徒にしても、勤労報国隊にしても何百人もの者がドカッと入って来ると、それを余程分割して嵌込まないと生産の面が巧く行かない」⁽⁵⁾

なお、表10は、三菱重工株式会社の工員の資格別構成をみたものであるが、役付職工一人当りの労働者数は一九四一年以降増加し始め、とくに四四年に急増していることがわかる。この事実もまた、戦争末期における労務管理体制の動搖・弛緩をしめす傍証たりうるであらう。

こうしたダイリューションに随伴した労務管理体制の動搖・弛緩は他方で、大量の「勤労不良者」を生み出した。

表11 航空機製造関連事業所の欠勤率(1943年4月)

事業所名	労働者数	欠勤率	事業所名	労働者数	欠勤率
中島飛行機(株)太田製作所	33,273	男11.8 女12.9	東京航空計器(株)本社工場	5,217	男14.9 女15.8
同 小泉製作所	26,675	男11.2 女9.8	川崎航空機工業(株)岐阜工場	17,448	男15.9 女17.1
理研工業(株)熊谷工場	3,456	男15.9 女25.5	中央発条(株)本社工場	716	男8.0 女14.3
日本建設工業(株)船橋工場	3,649	男10.5 女31.0	三菱重工業(株)名古屋航空機製作所	51,823	男18.4 女26.7
(株)東京軽合金製作所	1,092	男16.2 女6.0	同 名古屋発動機製作所	31,646	男18.6 女16.8
(株)日本気化器製作所品川工場	603	男10.9 女17.4	住友金属工業(株)プロペラ製品所桜島工場	4,461	男12.7 女30.0
中島飛行機(株)東京製作所	4,639	男14.3 女8.6	川西飛行機(株)	34,206	男14.3 女17.6
同 武蔵製作所	11,226	男14.5 女20.0	川崎航空機工業(株)明石発動機工場	777	男20.0 女43.8
(株)横河電気製作所小金井工場	1,700	男14.2 女20.0			
(株)田中計器製作所浦田工場	197	男11.5 女30.0			
(株)朝比奈鉄工所三田製作所	246	男11.7 女20.2			

資料：『厚生大臣在勤記録七』(勤労行政関係、自昭和15年11月至昭和19年4月)より作成

表11は航空機関連事業所の欠勤率を示したものであるが、欠勤率は女子においてとくに高く、高いところでは四四％におよんでいる。欠勤者のなかには病欠者も含まれるであろうから、そのすべてを「勤労不良者」とみなすことはできないものの、アブセンティズムの蔓延と企業の労働者統轄力の著しい弱화를窺い知ることができるであろう。

二 産業報国会の機能喪失

上述のような労働力構成の多様化とダイリビューションの進展に対処するために、大日本産業報国会の首脳は新たな方針の樹立を摸索していた。げんに、理事長柏原兵太郎は次のように述べている。

「最近特ニ工場事業場ニ起ツテ居ル大キナ変化ハカノ勤労者構成ニ付テデアリマス。就中勤労者ニ於テ従来トハ全く構成ノ異ナル應徴士、勤員学徒、婦女子、青少年工、半島勤労者等ガ非常ニ多クナツテキテキル、否今後更ニ益々多クナツテ来ルコトト思フノデアル。故ニコノ新勤労者構成ヲ対象トスル運動ニハ自ラ現実即応ノ努力ニ基ク新ラシイ方針ガ数多ク打チ樹テラレネバナラヌト存ズルノデアル」⁽⁷⁾

しかし労務管理体制の動揺・弛緩は、こうした新たな方針の樹立を困難ならしめ、大日本産報の活動方針は物資配給と、国民勤労働員の補助活動にしだいに矮小化されていく。事実、一九四三年一月二〇日の閣議決定「生産増強勤勞緊急対策要綱」では「勤労者用物資ノ割当並ニ配給ハ原則トシテ産業報国会ノ組織ヲ通ズルコトトシ其ノ一元化ヲ図ルコト」⁽⁸⁾とされ、また同年八月二三日の次官會議決定「勤労者用物資対策要綱」では「物資割当ノ実施計画ハ関係各庁指導ノ下ニ大日本産業報国会、大日本労務報国会及日本海運報国団ヲシテ夫々一元的ニ担当セシムルコト」⁽⁹⁾とされるに至った。大日本産業報国会をこのように、物資配給の一元的機構に編成する一方、大日本産報をして「戦局ノ現段階ニ応ズル政府ノ国民勤労働員ニ関スル施策ニ協力セシメタイ」⁽¹⁰⁾というのが、この時期の政府の産報にかんする

基本的方針であった。

物資配給と国民勤労動員の補助活動に大日本産業報国会の活動がしだいに矮小化されていくにしたがい、前段階の生産増強運動も、この時期になると関係官庁や統制会が主導するようになり、大日本産業報国会はそれらに協力する協役的な存在に後退していく。一九四三年度に実施された重要鉱物非常増産強調週間（八月一日～九月三〇日）、拳国石炭確保運動（四月～九月）、木造船非常増産突貫運動（一九四四年二月一日～三月三十一日）はいずれも関係官庁、各統制会との共同主催であり、また皆働運動（七月一日～八月三十一日）、冬期皆働運動（一九四三年十二月一日～四年一月三十一日）もそれぞれ鉄鋼統制会、車輛統制会との共催で取り組まれた。⁽¹¹⁾

大日本産業報国会の活動方針の矮小化は、単位産報の実態にも反映されている。資料上の制約からここでは日本製鋼所広島製作所の事例しか示すことができないが、同所におけるこの時期の産報青年隊の活動は、「勤労精神低劣ナル者」、「服従心乏シク勤務規律的ナラザル者」、「覇氣ヲ欠キ生産力薄弱ナル者」など「生産活動不良ナル者ニ対シ強力ナル規律訓練ヲ施」す特別訓練や、「戦局重大ナルニ拘ラス一般従業員中未ダ皇国民的勤労ニ徹セザルモノアルニ鑑ミ隊員中ノ高年者ニ対シ皇国勤労観ニ基ク職責ノ遂行ニ就キ訓練シ其垂範活動ニ依リ一般工員ノ生産活動ヲ推進セシメントスル」生産力昂揚訓練などにはぼ限られた。⁽¹²⁾ダイリユニーションを伴った労働者の膨張による「不良」労働者の増大に対処するという、消極的・防衛的訓練活動が同所の産報青年隊の中心的活動であった。

しかもここで注目すべきは、一九四四年九月四日に「勤労不良者等戦時特別措置要綱」が次官会議で決定され、「出勤不良者ニ対スル措置」として出勤勧告、警察による説諭、検査、配給物資の操作が、また「勤労怠惰者ニ対スル措置」として共同生産責任制の活用、特別錬成・輔導、配置転換が、また「勤労秩序攪乱者ニ対スル措置」として隔離⁽¹³⁾ 勤労および配置転換、司法処分が、指示されていることである。「不良」労働者にたいし最終的に国家権力の発動を

予定したことは、単位産報レヴェルでの「不良」労働者の輔導・訓練にはおのずと限界があったことを示すものといつてよいであろう。

単位産報の形骸化・機能喪失は東京地方勤労協議会委員の単位産報にかんする次のような報告からも窺い知ることができる。

「最近産報ノ懇談会ヲヤラナク共、本部モ地方産報モ単位産報ニ対シテハ何モ云ハナイトミヘテ、筆者ノ属スル分会ナドハ昨年ハ一回ノ懇談会モ開カズ、本社ヤ本社支部デハ一回ノ懇談会モ開イテキナイ」⁽¹⁵⁾

「厚生省ヤ中央本部デ兎ヤ角言フノデ唯追隨シテ形ダケ置クニ過ギナイ」⁽¹⁶⁾

「従業員ノ産報国会ニ対スル觀念ハ全ク薄弱ニシテ何等ノ統制力等全然ナシ」⁽¹⁷⁾

以上述べたような大日本産報国会の活動方針の矮小化、単位産報の機能喪失がすすむなかで、勤労協議会に結集した経営者・労務担当者の内部に、産報「反対派」⁽¹⁸⁾とでも言うべき潮流が形成されてきたことに注目しなければならぬ。その産報「反対派」は、おおまかに見て、「専制的労務管理派」と「擬似労働組合派」(「労働者の自発性喚起派」)の二つの潮流に区分することができる。前者はつぎのような見解に代表されている。

「事業場ノ實際ニ於テ現在産報組織ナルモノハ全ク生産行程ト遊離シ唯産報ナル組織ガ形式的ニ存在スルト云フニ過ギナイ状態デアル、此ノ組織ニ依テ何等ノ活動モ事業モ遂行サレテ居ナイ、此ノ状態ナレバ職場事業組織ト別ニ更メテ産報組織ナルモノヲ別ニ作ル必要ハナイト思ハレル」⁽¹⁹⁾

すなわち前者は、形骸化し独自性を喪失した産報国会を切り捨て、経営側の専一的な労働支配を実現しようとする意見の潮流である。

他方後者はつぎのような見解に代表されている。

「精神面ニ対シテハ産報モ相当努力シタシ、ソレダケノ効果モ収メ得タモノト想フ。併シ物質面ニ対シテハ甚ダ見劣リガスル。労働組合ハ団結ノカデ堂々ト賃金値上ゲヲ要求シ、待遇改善ニハ全力ヲ傾注シ、物質面ニ対スル工作ハ極メテ活潑デアツタ。……産報ト雖モ物質面ニ冷淡デアツテヨイ謂ハレハナイ。……賃金ノ改正ナドニ対シテモ産報ガ能動的ニ乗り出シテ行クナラ働勞大衆ハ産報ノ存在ヲ高く評価スルデアラウ……此ノ際労働組合ノ良サモ取入レル必要ガアルト思フ。」⁽²⁰⁾

すなわち後者は、官僚主導の精神動員機関的な産業報国会の在り方に反対し、労働者の下からの自発性を喚起し、産報に労働組合的機能を導入しようとする意見に潮流である。

以上に述べた二潮流の産報「反対派」の形成は、やや抽象的な言い方をすれば、次にみるようなこの時期の労資の階級対立の高揚が政治的に組織化されない状況下での、支配層内部における相対的対立という性格を有していたといつてよいであろう。

三 労働争議の展開

労働争議の推移を示した表12によれば、一九三九年以降減少傾向にあった労働争議件数は、一九四三〜四四年に再び増加傾向に転じている。仔細にみると(図1)、この時期の争議は四三年四〜八月、四四年一月、四四年四〜六月の三つのピークを描きながら展開し、ピーク時には毎月ほぼ一千名から二千名以上の参加をみることがわかる。

労働争議件数が文字どおり激減するのは四四年末から敗戦にかけてであり、それまでは労働争議が消滅することなく、一定の昂揚を示していた点に注目しなければならない。

労働争議の要求事項(表12)では、賃金増額がもっとも多く、賃金算定支給方法の変更又は反対もこの時期に増加している。また、作業方法規則の変更又は反対、監督者排斥など職場秩序の動揺・混乱を端的に示すような争議¹¹「職

表 12 要求事項別労働争議件数

要 求 事 項	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945
賃金増額	148	193	136	52	42	103	82	52
賃金減額反対	9	10	3	5	9	—	5	—
賃金算定支給方法の変更又は反対	12	7	6	7	8	20	13	—
賃金支払	14	6	7	5	5	4	2	—
労働時間短縮	7	6	4	4	—	2	1	1
作業方法規則の変更又は反対	1	8	1	4	2	19	10	—
工場設備その他福利増進施設	4	6	2	1	2	7	3	—
解雇反対又は解雇者の復職	12	15	7	3	8	8	3	4
解雇退職手当の確立・増額	12	7	5	2	2	3	1	2
監督者排斥	15	24	24	17	17	28	24	11
そ の 他	28	76	76	58	71	85	72	24
計	262	358	271	158	166	279	216	94

資料：『日本労働運動史料』第 10 巻，468—469 頁より作成。

注：争議件数には同盟罷業，工場附帯のほか怠業も含む。

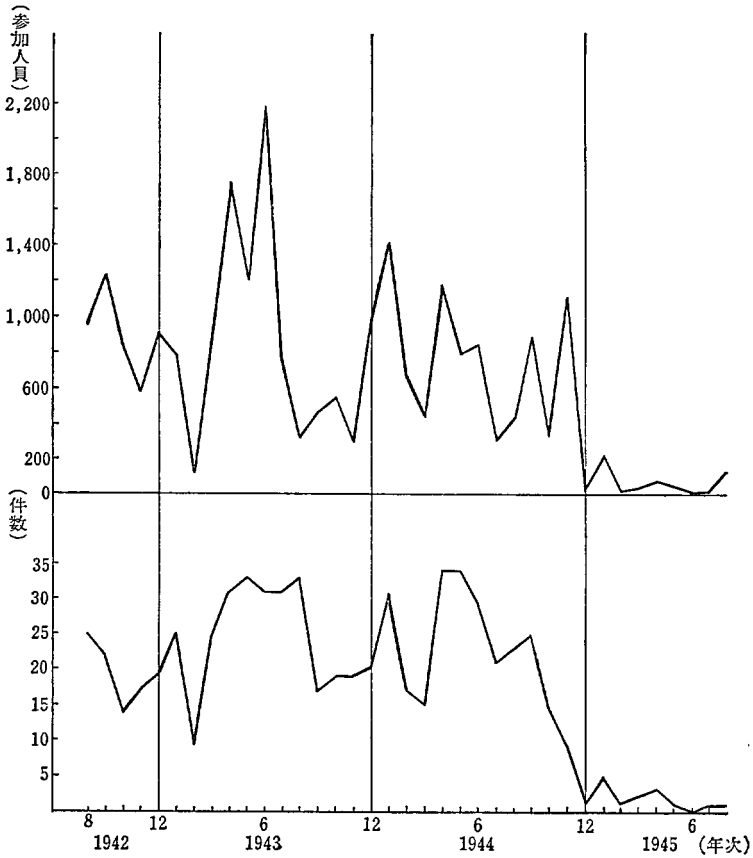
場争議」が増加していることも、四三〜四四年争議の特徴として指摘できよう。以上のように、この時期の争議は賃金争議と「職場争議」に大別することができ、実際の争議においては、両者は相互に結びつく傾向にあった。⁽²¹⁾賃金争議と「職場争議」が結びつく契機は、労務管理体制の動揺・弛緩であり、まさにこの点に四三〜四四年争議の基本的な背景があった。「其ノ（労働争議の——引用者注）原因ノ最モ大ナルモノガ労務管理ノ拙劣乃至ハ不徹底ニアリマス」という政府の指摘や、「軍需生産増強ノ必然性ヨリ来ル労務動員ノ強化ニ伴ヒ工場責任者等ノ労務管理拙劣不徹底ニ起因シ小紛議醸成ノ現象発見セラ⁽²²⁾ル」という京都府の認識は、このことを端的に示すものである。

以下、これまであまり顧みられることのなかったこの時期の労働争議の具体的事例をいくつか紹介することによって、当該期労働争議の諸特徴を掘り下げることにならう。

(一) 小島鉄工所争議⁽²⁴⁾

① 工場の概況 資本金一六万円、事業種類・船舶用部品製造、海軍監督工場、職員七名・工員四三名、一九四一年六月一日産報結成。

図1 労働争議の月別統計 (1942年8月~1945年8月)



資料:『労働争議統計表』(昭和17-20年) 国立公文館蔵より作成。

②背景・原因 小島鉄工所は「事業主ノ労務管理ニ対スル関心極メテ薄ク従業員又高賃金ヲ追及シテ職場ヲ転々シ時局認識勤勞精神欠如セル者多ク従来ヨリ職場秩序紊乱シ居リタル」という状況にあった。一九四四年三月頃より事業主が欠勤者にたいする措置を放任したため欠員が生じ、特に七名一組の団体請負作業をおこなっていた鍛造部においては、各組二、三名の欠員が生ずる事態となった。こうした欠員による労働過重と、物価高

による生活の困難から、労働者の間に請負単価の値上げを要求する機運が擡頭するに至った。

③経過 第一組長菅井光治郎（四二歳）、第二組長今泉寛一（三七歳）、第三組長竹山禎一（三三歳）は四月初旬以来、工員代表としてしばしば口頭で請負単価の三割値上げを事業主に要求したが、その都度考慮するとの回答がなされたのみで、何等実現しなかったため、工員側は事業主の不誠意に激昂し、個々に職場を放棄、他工場に無断で転出する者が続出した。そのため、残存工員の労働は一層過重となり、「工員ノ不満熾烈化ト共ニ作業能率著シク低下」するに至った。

④警察の介入 所轄尼崎警察署は五月十日この争議を探知し、関係工員を取調べた。そして、「事業主ニ対シ適正ナル労務管理ヲ確立セシムベク警告ヲ発スルト共ニ工員ニ対シテハ産業戦士タルノ重責ヲ諭示シ嚴重戒告ヲ」行なった。その結果、「工員ハ其ノ非ヲ悟リ要求ヲ撤回シ即時就労ヲ誓約シ」、五月一五日争議の解決をみた。

(二)日本鍛造廠争議⁽²⁵⁾

①工場の概況 資本金一二万円、事業種類・兵器部品型打鍛造、従業員九名、一九四〇年八月一日産報結成。

②背景・原因 日本鍛造廠は個人経営になる陸軍監督工場の協力工場であるが、「事業主ノ経営技術拙劣ナル為」経営困難な状態にあった。とくに労務管理にたいする事業主の無関心のため労働力不足に陥り、労働者四十名余を要する生産設備を有するにもかかわらず、工員は僅か八名（その内二名は長期欠勤）にすぎず、機械の大部分が遊休状態にあった。こうしたなかで工員は、他工場のような給食・物資の配給がまったく無いことを不満とし、その代償として請負単価の値上げを要望するに至った。

③経過 組長斉藤義雄は工員代表として一九四四年三月以来、事業主にたいし単価の二割値上げを再三要求したが、事業主はこれを軽視し、なんら適切な措置を講じなかった。そのため工員の不満はしだいに膨れあがり、四月初旬

組長は口頭でもって最後の要求を突き付け、事業主と「懇談」したが、これにもまた事業主はなんら回答するところがなかった。工員は事業主に誠意なしと判断、「生活安定ノ為已ムナシトシテ退職ヲ要求シ或ハ無断欠勤ノ上他工場ニ転勞スル等職場放棄」に入った。

④警察の介入 争議を探知した所轄尼崎署は、事業主と工員の双方を招致して取調べた。その結果、「格別思想的容疑認メラレ」なかったため、「工員ニ対シテハ即時職場復帰ヲ命ジ要求ハ一切白紙ニ還元シ生産ニ邁進ヲ誓約セシメ嚴重戒告ヲ加へ、事業主ニ対シテハ経営ノ拙劣就中労務管理ニ関スル認識ヲ是正セシムベク警告」を發した。こうして四月二八日争議は解決した。

(三)菱三金屬工業所争議⁽²⁶⁾

①工場の概況 資本金一二〇万円、事業種類・各種機械鑄物製造、海軍監督工場、職員一七名・工員一二七名、一九四〇年八月二日産報結成。

②原因と経過

第二鑄物工場谷川賢次郎(四五歳)は、一九四四年一月工長に任命されたものの、請負賃金により高収入を得ていた平工員当時とくらべて収入が著しく減少(一二月手取金五〇一円七一銭、一月手取金二四四円五三銭)したため、前収入の保証を会社側に要望した。しかし会社側がこれに応じなかったため、谷川は役付辞任の意向を洩し、四月二四日平工員への格下げを要求するに至った。一方、谷川の役付辞任の意向を聞知した工員中、谷川の紹介斡旋によって入職した三名は、谷川が工長の立場から請負単価加給歩合の決定などで有利に取扱うという約束で入職したため、谷川の工長辞任は自分たちに不利になると判断し、谷川支援にのり出した。すなわち四月二十九日、右の三名は谷川の工長留任と前収入保証を総務部長に要求し、もし要求が容れられないときは三名の退職を承認してほしいと申し出た。

総務部長がこれを拒否したため、右の三名は翌三〇日、五月一日より罷業に入ることを申し合せ、おの理由を付して一日より欠勤するに至った。

③警察の介入 五月三日、事件発生を知った所轄尼崎署は三名の工具を直ちに検査し、取調べた。その結果、さきのような事情が判明し、「思想的容疑」が認められなかったものの、「職場秩序ヲ紊シ作業上多大ノ支障ヲ惹起セシメタルヲ以テ」、工員に対しては「嚴重戒飭シ職場復帰ノ上生産ニ精進スベキヲ誓約セシメタ」。また会社側に対しては「放漫ナル請負賃金制度ヲ再検討セシメ労務管理上遺憾ナキヲ期セシムベク警告ヲ発シ」、五月四日争議は解決した。

(四)愛知精鍛株式会社争議⁽²⁷⁾

① 工場の概況 資本金七五万円、事業種類・航空部品製造、男子二十八人、女子六二人、一九四三年一月二四日産報結成。

②背景・原因・経過 本工場は一九四四年一月繊維工場より転換したものであるが、その際、全従業員を技術習得のため、親工場である愛知航空機に派遣し五月から操業に入った。しかし、女子工員のあいだには、男子となんら技術の優劣がないにもかかわらず、自分たちを差別・軽視しているという不満を抱く者が存在していた。八月一七日、プレス部の女子工員二名は使用機械に故障が生じたため、責任者高田栄蔵、伍長阿部光太郎に修理を依頼したところが、機械操作に不熱心であると逆にいたく叱責を受けた。これに憤慨した両名は退職することを決意、終業後寄宿舎において同僚にたいしその決意を洩したところ、これに同情した女子工員六名も行動を共にし、相携えて無断で退社、帰郷することとなった。

③警察の介入 事態を察知した所轄署は、翌一八日、原因究明に乗り出したところ、「男女工員感情ノ対立ヲ特ニ現場幹部ノ指導性欠除ニ基因スルモノニシテ何等思想的背後関係介在セザル」ことが判明したため、管理人、責任者、

伍長、女子工員代表を招致して説論、争議を解決せしめた。

以上四つの争議の概要をみたが、それらはいずれも、当該期の労働争議の特徴的な一断面を示している。

その一は、争議(一)(二)(三)にみられるように、争議の発生した企業は労務管理組織が確立していない団体請負作業に依拠した中小企業で、戦争末期の経営危機によって職場秩序が著しく動揺・混乱している企業であった。争議はしたがって、争議(一)(二)にみられるように、請負単価の引上げをめぐる組長主導型の様相を呈することとなった。

その二は、労務管理組織が一応確立している企業においては争議(四)にみられるように職員にたいする男女平等の意識の形成的取扱いが争議発生の引き金となっている。重工業分野への女子の進出が同一労働にたいする男女平等の意識の形成を促し、それが男子職員の差別的言動への反撥となって表出している点に注目すべきであろう。

その三は、争議の形態は、同盟退職、転職、欠勤など孤立分散的、消極的なものであり、争議の意義を自覚した組織性、計画性をそこに見出すことはできない。争議参加者の意識の底にあるのは、身分の上昇よりも賃金の多寡を問題にする実利的・功利的賃金感覚(争議三)か、徹底した工職平等・男女平等の意識(争議四)であった。

その四は、争議はいずれも警察の介入によって解決しているが、その解決形態は、一九二〇年代から三〇年代前半の警察官の争議調停活動のように、資本の専制的な労働支配にもときには一定の制肘を加えるような「中立的」なものではなく、労働者の要求にたいしておおむね抑圧的であった。しかし、「思想的容疑」が認められなければ、争議参加者にたいしては警察は「説論」「戒告」でのぞんでおり、法的処分にまで及んでいないことにも注意しなければならぬ。

最後に、何よりも注目すべき点は、産業報国会が有名無実化し、争議発生前後に労働者の要求や不満を解決し処理する能力をまったく有していなかったことである。その意味で、争議の顕在化は、産業報国会の形骸化、機能喪失を

端的に示す事件であったといふべきであらう。

- (1) 労働省『労働行政史』第一巻、一九六一年、第三編第二部第二章第一節、第三節参照。
- (2) 一九四一年度、四二年度、四三年度(四〇九月)の勤労報国隊出動数はそれぞれ一〇万九七〇〇人、三九一万三〇〇〇人、五〇八万九二〇〇人であったが、そのうち学生・生徒による勤労報国隊はそれぞれ七万二〇〇〇人(六〇・二%)、一六八万六九〇〇人(四三・一%)、二七三万七二〇〇人(五三・八%)であった(『厚生次官在勤記録八 重要参考資料』自昭和一九四一年一月至昭和一九四年四月)。
- (3) 前掲『労働行政史』第一巻、一一二頁。
- (4) 女子の勤労動員政策の多くは「家庭ノ根軸タル者」を動員の対象外としていた。したがって女子の圧倒的多数は未婚の若年女子であった。事実一九四三年四月現在の重要事業場の女子の内、二〇歳未満の比率は低いところで四八%、高いところでは八〇%におよんでいる(前掲『厚生次官在勤記録八 重要参考資料』)。
- (5) 日本経済同盟会『学徒戦時動員体制に関する官民懇談会』一九四三年九月、三八―三九頁。
- (6) 日本製鋼所室蘭製作所のばあい、一九四三年―五月の欠勤延人員の内訳は病氣欠勤五四・一%、事故欠勤二・七%、無届欠勤四三・二%であった(室蘭製作所『勤労行政査察資料』昭和一九四年八月八日)。
- (7) 大日本産業報国会理事長柏原兵太郎「産業報国運動ノ新方針(要領)」一九四四年一〇月一六日(『資料』五〇一頁)。
- (8) 前掲『労働行政史』第一巻、一〇二頁。
- (9) 『資料』四三七頁。
- (10) 『第八十三帝國議會厚生大臣答弁資料』昭和一八年一〇月(『労働省所蔵』)。
- (11) 大日本産業報国会「昭和一八年度中央本部活動概要」一九四四年二月(『資料』四五四頁)。
- (12) 広島製作所『勤労行政査察ニ関スル調査事項』昭和一九四年七月。
- (13) 『厚生省顧問嘱託参考資料』昭和一九四年八月―十二月(『労働省所蔵』)。
- (14) 一九四一年一月、全国産業団体聯合会傘下の各地方聯の労務管理専門委員会を大日本産業報国会へ解消・統合すること

が決定され、これを基礎に翌四二年二月から七月にかけて東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、仙台の六地方に地方勤労協議会が設立された。なお、これら地方勤労協議会の中央機関として、一九四三年四月に中央勤労協議会が設置された。

(15) 大日本産業報国会中央勤労協議会『勤労行政・産報組織ノ機能強化ニ関スル参考資料』昭和一八年九月(国立公文書館所蔵)、一四頁。

(16) 同上、四〇頁。

(17) 同上、四一頁。

(18) ここで言う「反対派」とは実際に反対活動を行なう政治的に組織された集団ではなく、共通の見解を有し大日本産業報国内で反対意見を開陳した人びとをさす。

(19) 前掲『勤労行政・産報組織ノ機能強化ニ関スル参考資料』四五―四六頁。

(20) 関東地方勤労協議会第八委員会「第八委員会(産報強化)第二回会合摘要」一九四四年七月六日(『資料』四八九頁)。

(21) 警視庁勤労部『勤労行政概況』昭和一九年七月(『日本労働運動史料』第九卷、東京大学出版会、一九六五年、四〇三頁)。

(22) 『第八十四回帝國議會ニ於ケル厚生大臣答弁資料』(労働省所蔵)。

(23) 『新居前知事・三好知事事務引継演説書』昭和二〇年六月(京都府立総合資料館所蔵)。

(24) 兵庫県知事成田一郎「中小工場ニ於ケル賃上要求ヲ繞ル労働争議発生(解決)ニ関スル件」昭和一九年六月一日(『労働争議ニ関スル例規』労働省所蔵)。

(25) 同上。

(26) 同上。

(27) 愛知県「労働争議未然防止調(八月分)」昭和一九年九月一〇日報(大原社会問題研究所所蔵)。

(28) 警察当局によって共産主義者と見なされた者が指導・関与した争議がこの時期に皆無だったわけではない(『特高月報』一九四三年一月分、六月分、九月分参照)しかしこの種の争議は、全体からみればきわめて例外的であったといつて差し支えないであろう。

IV 日本ファシズムの労働支配——結びに代えて——

以上、産業報国会の史的展開過程とその矛盾の存在形態を検討したが、最後に以上の考察を簡単に総括し、比較ファシズム論的考察をくわえておくことにしよう。

すでのべたように、ファシズム的労資関係の特徴は階級的存在を反動的に「止揚」することによって、労資関係を擬似共同体的に編成することにあつた。まさにこの点にファシズムの擬似革命的 성격が存在したといつてよい。一君万民の家族国家観に支えられた「有機的倫理的協同体」としての労資一体の思想と、自由放任主義・階級闘争主義を否認し産業をとおして皇運の扶翼をはかる産業報国思想の、この両者をイデオロギー的に内蔵した産業報国運動は、この点でまさしくファシズム運動であつた。産業報国会の中核的組織である労資懇談会は、労資関係の擬似共同体的編成を实体化する機構としての役割を担つた。成立期（一九三八—四〇年）の産業報国会は以上のような理念と実体を有していたにもかかわらず、労働者を有効に統合しえず（労働移動・欠勤率の上昇など）、一九四一年以降、産業報国会は部隊組織的に再編成される。それは理念的には、一君万民的な労資一体の思想から権威主義的Ⅱ身分階統的秩序の観念を取り入れた労資一体思想への微妙な変容を含んでいた。労資一体Ⅱ労資関係の擬似共同体化に体现された擬似革命の要素と、「権威主義的反動」の位階制的要素の合一・合体がすすみ、後者の主導のもとで前者が再編成されたといふべきであろう。しかし、産業報国会のこうした権威主義的Ⅱ身分階統的再編成は、労働者の自発性を抑圧し、労資関係調整の機能を決定的に後退させることとなつた。こうして労働者の不満と不信と抵抗は拡大し、四三年以降はダイリニューションがすすむなかで労働争議が増加する。四三年以降、産業報国会は国民勤労員と物資配給

表13 実質賃金の動向

年次	日	本	ドイツ ²⁾	イタリア ³⁾	イギリス ⁴⁾	アメリカ ⁵⁾
	1934—36年=100 ¹⁾	1935=100	1935=100	1935=100	1935=100	1935=100
1930	105.9	107	106	101	93	95
31	109.1	111	107	104	99	94
32	105.9	107	101	101	99	85
33	104.9	106	100	104	101	88
34	102.9	104	100	105	100	94
35	98.7	100	100	100	100	100
36	97.6	99	101	93	100	107
37	99.0	100	102	88	98	114
38	105.0	106	105	86	100	108
39	93.4	95	108	99	99	117
40	81.9	83	107	96	98	123
41	79.1	80	109	89	97	137
42	65.9	67	108	86	104	153
43	65.8	67	108	63	109	170
44	60.0	61	105	24	113	179
45	41.2	42	—	23	116	168

資料1) 中村隆英『戦前期日本経済成長の分析』(岩波書店, 1971年) p. 258.

2) G. Bry, *Wages in Germany 1871-1945*, NBER, 1960, p. 462, pp. 423-428

3) 4) Mitchell. B. R, *European Historical Statistics, 1750-1975*, Macmillan Press
(中村宏監訳『マクミラン世界歴史統計I』ヨーロッパ篇, 原書房)

5) U. S. Department of Commerce, *Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1957*.

の組織に変質し、たんなる戦時勤労組織として、そのファシズム的内実を喪失していくのである。

産業報国会の推転を規定したのは、このように、労働者のアブセンティズムと労働争議であり、このことは、産業報国会による労働の利益の媒介機能が著しく稀薄であったことを示す。換言すれば、日本ファシズムによる労働支配⇨労働者の統合機能には明白な限界が存在していた。この点は、ドイツ・イタリアのファシズムと比較すればいっそう鮮明になるであろう。

そこで、実質賃金の国際比較をみることにしよう(表13)。第二次大戦期におけるイギリスとアメリカの実質賃金の増加傾向にたいし、ドイツ・イタリア・日本のファシズム三国の動向はかならずしも一様ではない。ドイツの実質賃金はナチスの政權掌

握以降安定的に推移し、第二次大戦期には漸増傾向を示している。ファシズム下のイタリアも実質賃金はほぼ安定的に推移し、その後第二次大戦期にかけて減少し停滞するという趨勢を示すが、その減少率は小幅であり、実質賃金が大幅に低下するのは休戦の四三年以降のことに属する。こうしたドイツやイタリアとくらべれば、第二次大戦期の日本の実質賃金の低下はすこぶる著しく際立っている。さらに、ナチスのドイツ労働戦線が行きとどいた福利厚生施設を実現したことや、イタリア・ファシズムが各種の社会保険制度を体系的に整備・拡充したこと（一九三三年全国社会保障公庫設立）なども考慮すれば、日本ファシズムの大衆収奪性のつよさと、階級有和政策の貧困さを窺い知ることができであろう。日独伊のファシズム三国は労資関係の擬似共同体的編成をとおしてひとしく「画一性の支配」を志向しつつも、ドイツとイタリアが経済的な「合意による支配」の契機をそのうちに内蔵していたのにたいし、日本ファシズムにおけるその契機は著しく稀薄であった。日本ファシズムの大衆収奪性のつよさと、階級有和政策の貧困さ、総じて労働者にたいする経済的な「合意による支配」の契機のよわさのなかに、労資関係の構造的な不安定要因が胚胎していたのである。煎じつめればそれは、労働者階級に支配の社会的基盤を置かなかつた日本ファシズムの農村ファシズムの性格に由来する。しかし、ドイツ・イタリアと日本の労働支配の差異を生み出した歴史具体的な要因として、われわれはつぎの三点に注目すべきであろう。

その一つは、民主主義と労働運動の伝統の差異である。ワイマル民主主義の洗礼を受けたナチス・ドイツにおいては、労働者の統合と支配をすすめるためには、ドイツ労働戦線といえども擬似組合的活動を展開せざるをえなかつた。げんに、こうした活動は完全雇用に近づいた一九三六年以降つよまり、労働条件の改善に労働戦線は推進的役割を演じたのである。⁽²⁾ イタリア・ファシズムも、それがサンディカリズムの影響をつよく受け、サンディカリズムとナシヨナリズムの結合態（ナシヨナル・サンディカリズム）のなかから生成したことが示すように、労働運動の歴史的伝統

を内蔵していた。強制的労働協約体制に立脚した労資関係の職分团的編成形態に、その伝統が刻印されているといつてよい。こうした強制的労働協約は、たしかに「資本主義統制経済の一手段」にすぎなかったものの、賃金にたいして下方硬直的に作用したことは否定し難いであろう。これにたいして日本の産業報国会は、既述のように、道府県レヴェルでは官僚主導の官財複合組織として、企業レヴェルでは生産力増強のための精神動員組織として生成・展開し、労働の利益の媒介機能は著しく稀薄であった。

第二は、日本の重工業生産力の国際的劣位である。先進資本主義諸国とくらべて幼弱な重工業を擁していた日本は、総力戦体制を構築するために、民需・消費財産業の圧縮と、その軍需産業への転換を徹底的におし進めた（一九四〇年一二月企業整備要綱、四一年一月産業設備営団法、四一年一二月企業許可令、四二年五月企業整備令など）。軍需産業への転換による民需・消費財生産の低下はイギリス・アメリカなど「民主主義型」総力戦体制国家にも共通する現象であったといつてよい。しかし日本は、国際的にみて重工業の生産力水準が低位であったがために、右の転換はドラスティックであり、消費財生産の落ち込みも大きく、かつ継続的であった。そして消費財生産の急落は物資統制の下で闇市場を形成せしめ、闇物価の高騰による実質賃金の大幅な低下を招いたのであった。

さて、およそ以上のべたような二つの事情によって、日本ファシズムの労働支配Ⅱ労働者の強制的同質化は、その内的脆弱性を露呈することとなった。しかし日本ファシズムが、ドイツやイタリアとは異なり、天皇制の権力とイデオロギーを介して「信念上の抵抗」（レジスタンス）の完全な抑圧に成功したことを考えれば、日本ファシズムによる強制的同質化は外的にはきわめて強靱であったといふべきであろう。そして、この外的強靱性と内的脆弱性のなかに、強制的同質化の日本の特質を見い出すことができるのであり、また、労働者の抵抗が自然発生的、非組織的な経済的反抗にとどまり、「信念上の抵抗」との流動的な相互移動がみられなかったという、民衆の闘争形態の内奥の秘密も

理解することができるのである。

本稿の冒頭でのべた大河内一男の問題意識に戻れば、戦後の企業別組合に連続するのは産業報国会ではなく、産報下でのさまざまな形態をとった労働者の経済的反抗であり、その経済的反抗の企業内的構造のなかに、戦後、労働者の闘争エネルギーが企業別組合の回路にキャナライズされていく素因がすでに胚胎していたのである。

- (1) この点については、山崎広明「日本戦争経済の崩壊とその特質」(東京大学社会科学研究所編『戦時日本経済』東京大学出版会、一九七九年)参照。
- (2) 戸原四郎「ナチスの労働政策」(東京大学社会科学研究所編『ナチス経済とニューディール』東京大学出版会、一九七九年)一七一頁。
- (3) ファシズム研究会編『戦士の革命・生産者の国家』太陽出版、一九八五年、第三章参照。
- (4) 具島兼三郎『ファシズム独裁と労働統制』政経書院、一九三四年、一六八頁。
- (5) この概念については、木坂順一郎「日本ファシズム国家論」(『体系・日本現代史』第三卷、日本評論社、一九七九年)参照。
- (6) Thomas R. H. Havens, *Valley of Darkness, The Japanese People and World War Two, 1978*, New York, p.95.
- (7) この点については、孫田良平「戦時労働論への疑問」(『日本労働協会雑誌』七六号、一九六五年七月)二二―二三頁の考察も参照されたい。(一九八五年九月一五日成稿)

〔付記〕

本稿は一九八五年五月二四日に開かれた労働・社会運動史研究者全国交流集会における報告を加筆・補正したものであり、『資本主義と日本の近代』(永原慶二・中村政則編、東京大学出版会)に収録される予定であったが、諸般の事情により同書の出版がいちじるしく遅延しているため、本誌に掲載させていただいた。発表の機会を与えてくださった関係各位にお礼を申し上げます。なお本稿脱稿後、佐口和郎「産業報国会の理念と組織(1)(2)」(東京大学『経済学論集』第五二巻第一号、第二号、一九八六

年)が発表された。同論文は従来あまり顧みられることになかった産業報国会の理念史的検討を試みた本格的な実証研究であり、とくに、本稿とのかかわりでは、つぎのような興味ある論点を提示している。すなわち、「機能喪失期」における産報の組織と理念を峻別し、組織が形骸化していくなかでも、「労働者は、勤労を通じて国家に奉仕し、それを根拠に、人格承認を實現される」という産報(再編産報)の理念は否定されることなく存続し、それ故にこの理念は、「戦後危機」下の日本労働運動の構造(労働組合の「国家」による承認のされ方、あるいは社会レベルでの受容のされ方)を規定することになった、という論点がある。同論文は、明記していないものの、大河内連続説を理念史のレヴェルで復権・再興しようと試みたものといっている。しかし私見によれば、佐口氏のこの理念連続説を支える根拠、すなわち「機能喪失期」においても産報(再編産報)の理念は多数の労働者によって肯定的に受容されていたという事実認定(②四三、四六頁)は、十分実証されているとはいいがたい。理念史のレヴェルにおいても連続説にはなお検討の余地が残されているように思われる。